
平成23年 第1回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成23年3月7日 (月曜日)

議事日程(2)

平成23年3月7日 午前10時00分開会

日程第1 承認 専決処分事項の承認について
第1号

第2 一般質問

【出席議員】(13名)

1番 益田美恵子	2番 貝掛 俊之	3番 田島 憲道	4番 辻本 一夫
5番 小田 武人	6番 岡 夏子	7番 今井 保利	8番 川上 誠一
9番 松上 宏幸	10番 本田 哲也	11番 中西 定美	12番 室原 健剛
13番 横尾 武志			

【欠席議員】(なし)

【欠員】(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 江嶋 勝美 書記 古野 嘉子 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	仲山武義	会計管理者	入江真二	総務課長	占部義和
企画政策課長	吉永博幸	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	大塚秀徳
税務課長	境 富雄	環境住宅課長	守田俊次	住民課長	佐藤一雄
福祉課長	藤崎隆好	地域づくり課長	内海猛年	学校教育課長	鶴原光芳
生涯学習課長	本田幸代	病院事務長	小池健二	管理課長	大長光信行

事業課長

小野義之

午前10時00分開議

○議長 横尾 武志君

おはようございます。ただいま出席議員は13名で、会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程に従って会議を進めてまいります。

日程第1. 承認第1号

○議長 横尾 武志君

お諮りします。日程第1、承認第1号を議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 横尾 武志君

以上で朗読は終わりました。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

承認第1号の「専決処分事項の承認」につきましては、芦屋町バス条例について、タウンバスの若松バス停を3月12日から増設することに伴い、バス料金表を改正する旨、専決処分いたしましたので、承認をお願いするものでございます。

以上、簡単であります但提案理由の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 横尾 武志君

以上で提案理由の説明は終わります。

ただいまから質疑を行います。

日程第1、承認第1号についての質疑を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

専決処分について、今、町長のご説明では、若松のバス停がふえたことによる専決ということですが、私もホームページで3月12日より改正がされるという、その旨を見ましたが、本日、専決処分が出されたということは、この決定が多分に遅れたとは想像するんですが、このようにバス停がふえたということの決定は、いつなされて、こういうことになったのがご説明をお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

おはようございます。では、いつごろの決定かといった内容でございますが、この専決処分の内容につきましては、遠賀町のほうから要望等がございまして、事務的協議と、そして検討を行ってきました。それとあわせてJRの春のダイヤ改正の関係がございまして、それにタウンバスのダイヤを合わせるといったダイヤ改正を3月の12日に行うということから、一応この若松バス停につきましても3月の12日から増設、開設ということで、2月の28日に最終的な決定をいたしました。そのためにこういった専決処分という内容になったものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ないようですから、承認第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。日程第1、承認第1号は民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第2. 一般質問

○議長 横尾 武志君

引き続き、日程第2、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により、質問を許します。

まず、7番、今井議員の一般質問を許します。今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

7番、今井です。通告に従い質問をいたします。

タイトルは、町づくりとしておりますけども、その中の第1番目は、昨年の11月の広報を見ますと、基金に歯どめがかかったという大きな見出しで、そしてその後財政は、芦屋町はもう大丈夫ですよと、不安はありませんという記事を見ました。しかし、私は、この4年間、財政を中心に質問してきましたが、町当局の回答も既に財政的には大変だよという回答をずっといただいているんですけども、広報にそういうことが載るとちょっと不思議だなというふうに思います。

なぜかという、数百億円あった基金、貯金を、ここ10年ですべて使い切ってきた。同時に、公債費、いわゆる借金もどんどんしてきて今ふえてきている。これが現実なんです。

ここ1年ぐらいの質問ですとやってますと、基金は、いわゆる借金は、借り入れる内容、それも利子補給いろんなものの有利なものだけは借りていきますよと。しかし、これは借り過ぎると、公債費、いわゆる借金の返済の比率で18%を超えるといわゆるレッドカードで、それ以上はもうやると財政的にだめですよ国から指示が出るのが18%です。これは、前回、前々回の質問の中で確認をしておりますから、よもや18%は超えませんが、来年度の今回の議案に提案されている一般会計を見ると、借りるお金が4億円出ている。そうすると限りなくこの公債費比率は18%にどんどん近づいて、これが現実なんです。18%に行ったらもう駄目なんです。せめてその手前でとめなきゃいけないんですけども、この記述を見ると町民の方は安心してしまいます。そこで、このような内容は本当にそのような内容かどうかという財政的な裏づけがあってこのような広報に出されたのかを、まず第1番目に質問をいたしたいと思います。

2番目には、新聞、また、今回の新予算にも上がっておりますけども、船頭町にまたがる駐車場、長い間あいておりましたけども、ここにいわゆる商業施設を持ってきて、最高限度額が1億5,000万円ということで契約がなされたという新聞、そのほか議会のいろんな情報で得ておりますけれども、これだけの投資をする効果についてはどのように考えておられるのか、これについて回答をお願いいたします。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今井議員さんから、広報によると基金の歯どめ、それから財政安定化という内容の記述説明があるが、その内容をということなんですが、広報あしやの11月1日号で一般会計等の平成21

年度の決算報告について特集しましたが、内容、見出しにおいて2億7,000万円の黒字、16年ぶりに基金総額がふえる、平成21年度、町の財政は健全ですという見出しをつけて表現しているわけですが、これらの記述の根拠になるようなものを説明したいと思っています。

まず、1点目です。平成17年度から取り組んできました集中改革プランの効果によるものが大ということです。平成21年度までの5年間の効果額は約15億円です。特に職員の定員削減及び給与の適正化等の分野で約9億円、補助金等の整理合理化及び町有地の積極的な売却等の分野で約5億円という効果が上がっております。

2点目としましては、平成21年度には、国からの交付金というのが交付されています。地域活性化生活対策臨時交付金、また、経済対策臨時交付金、それから公共投資臨時交付金など、合計で2億3,000万円程度の交付金がありました。これら交付金を財源としまして、実施計画等で先送りしてしまっていた事業や保留してしまっていた事業、翌年度以降に計画されていた事業などの財源手当ができたということも大きなポイントでございます。

3点目が、財政の健全化を示す指標についてご説明します。広報あしやでは、平成21年度の決算に基づく財政健全化比率等を記述していますが、この比率というのは法律の地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき算定し報告するものでございます。

幾つかの指標があるわけですが、特に重要なものとして、実質公債費比率というものがあります。この実質公債費比率というものは、いわゆる一般会計等が負担する借入金、起債なんですが、これの返済額、いわゆる元利償還金というものです。この元利償還金のうちに普通交付税の基準財政需用額に算入される額、いわゆる我々が交付税で措置される額と言ってるものですが、これを控除した額、言いかえれば純粹に町税などの一般財源でそういう借入金の返済、元利償還金をどれだけ負担しなければならないかというのを示した指標が実質公債費比率というものです。低ければ低いほど健全と言われるものです。平成17年度、平成18年度は12.3%、平成19年度は11.9%、平成20年度は10.6%、平成21年度は10.4%と4年連続で数値は改善されています。なお、県平均は、平成21年度ですが12.1%ということで県平均を下回っている状況でございます。

これら3点の大きな理由により、決算による数値的な結果として広報あしやに掲載した内容になっているものと認識しております。ただし、依然として経常収支比率は高どまりしていますし、現在の不安定要素の多い経済状況を踏まえますと、持続可能な行財政運営を実現するためにも、今後も集中改革プラン第2ステージを強く推進することがポイントになるかと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

件名1、町づくりについて、要旨2、船頭町駐車場に新しく町の投資を行い、この投下資金を家賃収入により返済する計画と新聞報道で見ている。投資による効果を町はどのように考えているのか、について答弁させていただきます。

船頭町駐車場へのスーパー誘致につきましては、その都度、議会にご説明させていただき、賃貸で事業者を募集することにつきましても、昨年11月8日の議会全員協議会でご説明させていただき、事業推進を図っているところでございます。

ご質問にあります投資による効果を町はどのように考えているのかについてでございますが、本事業はさまざまな面から非常に効果の高い事業でございます。また、平成21年度に実施しました第5次総合振興計画における住民アンケートでは、中心市街地の整備、雇用対策、こういったものは住民の方々にとって重要度が高いですと、それから満足度が低いという結果が出ております。このようなことから意義ある事業であると思っております。

効果につきまして、まず直接的な効果でございます、雇用が挙げられます。雇用形態、どのようになるかは今のところはわかりませんが、スーパー事業者が直接地元から雇用する者は20名程度、さらに、テナントが入ってくると思われます。テナントにはテナントとして別に雇用が生まれることが想定されております。この雇用につきましては、定住化、そういったものに大きな影響、作用するものというふうに考えております。

これとは別に今までももうずっと言ってきたことでございますけれども、車がなくて買い物に困っておられる高齢者など、また、ハローデイの撤退によって買い物に不便を来しておられる周辺の方々の利便性が向上いたします。きっと喜んでいただけるものと考えております。

それから、商業への効果につきましては、スーパーが開業すれば人通りもふえます。また、人通りがふえればにぎわいができることとなります。にぎわいできれば、周辺の店舗では売り上げ向上、それから活性化につながるというふうに考えます。さらに、空き店舗の活用なども進むものと期待しております。また、このように中心市街地が活性化することから、直接商業振興とは関係はございませんけれども、地域コミュニティ、こういったものも活性化につながるというふうに考えております。

そのほかの間接的な効果として考えられるものは、これまでと比較しまして買い物にかける時

間や労力、こういったものが短縮してまいります。それが住みやすさの向上につながってまいるものと思います。このため転出者の抑制、それから町営住宅跡地を初めとした民間の持つ土地需用が高まること、それから空き家の活用、こういったものも見込めますので、定住化に寄与する投資であると考えております。

また、さきに売却しました浜口・高浜町営住宅跡地につきましても、購入者は当初、小規模な商業施設を持ってこようというような案を持たれておりましたけども、このたび船頭町駐車場へスーパーが出店することが決定したことから、全域戸建て住宅用地として約50戸程度の住宅を建設する方向で検討されております。このように人口増や定住化にもプラスに作用していると考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

それでは、1番目の、まず回答いただいた内容でお聞きします。

いわゆる公債費比率がこの4年間若干下がってきたからということで、こういう内容で広報に表示されてるというご回答であったと思いますけども、この内容を精査しますと、実質的には公債費比率はこの数字、この4年間下がったのはいろいろな要因はあるんですけども、実際借りてるのは、いろんな意味でお金は借りてるわけですよ。だけど返済が先延べなんですよ、2年、3年ということですよ。だから芦屋町の財政というのは、たまたまここ4年間、公債費比率だけを言うと、先ほど課長の回答でありましたけど、経常収支比率は高いんですよ。同時に、町税も今落ちてるわけですよ。そうすると公債費比率は、町税から返済の金額を割るわけですから、もともとの数字も落ちてるといいますから、非常な危険な状態になってる。ついこの間までは12%。18%にどんどん限りなく近づいていったんですけども、退職債を中心にいろんなお金を借りたから、それは返すお金が二、三年延びるからたまたま数字的にこういうふうになってると。これが現実ですので、我々議会も、それから執行部も、これからも一所懸命努力しなきゃいけないというのは、この財政の現状だと私は思います。

そこで、一つ質問します。18%がレッドカード、いわゆるもうそれ以上はいけないわけです。現在が10.4%とありますけども、いわゆる危険水域にこれから近づいてくると思うんですけども、どれくらいの数値で、いろいろ数値のとり方によって違うでしょうけども、18%に近づくと、どのくらいの数値で町はとめようと思ってるのか、公債費比率を。お考えがあったらお聞

かせください。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

ただいまの質問にお答えします。

実質公債費比率の中で18%がレッドカードという認識は、財政当局等はしておりません。18%で協議制の内容が許可制に変わるということで、県内見回しても18%を超えている団体は数団体あります。レッドカードという意味合いからすると、国の管理下に置かれる25%、これがレッドカードと認識してますので、18%はイエローカード程度という認識で当局は思ってます。

ただ、この18%には近づきたくないのは当たり前の話で、今10.4%ですが、財政当局としては16%、17%になった時点で慌てて来年の起債をどうしようかという考え方じゃなくて、あくまで財政シミュレーションの中で大型事業、しかも、起債を入れたときに元利償還金が先ほどこから申しますように交付税措置されない部分、これが実質公債費比率に算入されるわけですから、その辺を踏まえた中で15%を超える段階ぐらい、16%に近づく段階で今後の実質公債費比率が18%にならないためにどうしたらいいかというような詳しい打ち合わせになるかと思えますけど。

当面やっぱり1%でも低いほうがいいわけですから、無駄な要は起債事業をやるとかいう考え方は毛頭ありません。必要最低限の事業をやるときに一番財源手当的に一番おいしいものは何かというのを常に考えて財政運営をやっているわけでございますので、パーセント的に幾らかというふうに言われれば15%を超える段階で町当局としては注意をして、18%になる前でどれだけうまくコントロールするか、だからそういう意味での18%というのは今井議員の言われるレッドラインといいますか、それで理解されてても構わないと思えますけど、そのくらいの考え方で財政当局としては考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

よくわかりました。私が言うレッドカードとかイエローカードとか、そういうのはことばのあやですけど、いわゆる18%は超えちゃ駄目だというのは共通の認識ということはよくわかりましたので、ありがとうございました。

今、財政シミュレーション、長期的な大型投資のことも我々議会のほうにはずっと提示されてますし、町民にも提示されてますけども、長期的な10年間の計画を見ると、どうしても何かの、今、町税が落ちてるということですが、この町税をカバーするため何かをしなきゃいけないという一つのポイントがあるんです。

もう一つのポイントとしては、このシミュレーションを見ると大型の投資に対する予算計上、計画が今ないんですよ。耐震の計画が入ってるんですが、それ以外の大型投資が今私の中には見えてない。これが必要になってくると思うんです。

この大型投資というのは、今最初に言いました一つ目の内容で、この町の町税を上げるために何をするかがこの大型投資に必要だと思うんです。この辺については今現在我々に示されている財政当局から、また、町当局から示されているシミュレーションの中では耐震の大型投資以外そういう投資がないんですけど、その辺はどのように考えておられるのか。これがなくしては町税は上がってこないんですから、どんどん18%に近づいていって、最悪は25%に近づくとというようなことになるんですけど、それなりには我々も努力するんですけど。この辺の大型投資、いわゆる町税を上げるための投資というのは何か考えはあるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

るご心配いただいて今井議員からご質問をいただいているわけですが、極端に申し上げますと、ご存じのように芦屋町は過疎指定されました。平成21年度で過疎債、最も有利な70%を国が補助しますよという、これが切れるということで、町民会館、中央公民館等々をリニューアルしたということで、借り——起債がふえたと、これはもう議員いつもご存じのとおりだと思います。一時的にふえた、にもかかわらず平成21年度の決算におきましては、そういう数値、広報というのは、その年、その年、正直な数値、これを正直に私はあらわしたものであろうかと思えます。

それともう1点、今後の大型事業、今井議員が言われますいわゆる税を、町税だけに、町税というか固定資産税、住民税等々、税を上げるための大型事業が何か考えられておるかということでございますが、今のところ芦屋町において公共事業的なものはありません。ただ1点、心配するのは病院問題でございます。病院の建てかえ問題。これがもう30年、40年近くたっておりますので、これをどのようにするかというのが町の懸案事項であると思えます。

それと、もう1点、やはり税を上げるには雇用というのがついてまいろうと思えます。よその

他市町では何とか企業を誘致して、そして雇用を拡大したいということで皆さん苦慮されておられます。この景気状況でございます。芦屋町の現況を考えた場合に、企業を誘致する有効な土地があるかというのはございません。一応企業というのは、イメージ的には自動車産業だとか電子部品だとか製造業にイメージされるわけでございますが、芦屋町においては現在、福祉施設等々、そういうような形の中でそういう方が来ていただいたらなという思いがございます。そこで、条例も企業誘致条例という条例も改正させていただいたわけでございます。

今、町税を上げるために何か具体的な大型事業を考えておられるのかということをお聞かせますと、今のところございませんというふうにはしかご答弁できませんので、ご容赦いただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ありがとうございました。病院の大型事業が計画されてるわけですけど、それについても長期の財政シミュレーションの中でも示されてませんし、入ってないですね、決算上。そうしますと、これが入ってくると財政としては非常に厳しいことになってくる。今の財政シミュレーションを見ますと、一番下の財政シミュレーションの真ん中のところの一番下のところに一般会計に繰り入れるというボートの額が2億円、3億円とずらっと並んで財政シミュレーションと一緒にしてるんですよ。来年度の予算を見ると、ボートは予算的にその財政シミュレーションは2億円だったんですが、実質的には1億円が入ってくる。

これがボートが悪いとか何とか、この経済状況では私はしようがないと思っております。しかし、あの財政シミュレーション上から言うと町税は上がってこない。そのほか入ってくるのはボートが入ってくる、ばっとやって、大型の投資が必要だと今町長が言われた病院のこの予算も入ってない。そして、最後に言われましたように、明確に今雇用を増大させるとか、企業を誘致するとか、町を発展する具体案はないという現実ですよ。これもほっといたら私はよくないと思うんです。

私が言いたいのは、芦屋町の1次、2次、3次産業、いわゆる観光産業だとか商工業ですとか、それから農業、漁業、どこかに軸足を置いて我々は何かをしなきゃいけないということをもっと早く考えるべきだと思うんです。この4年間私ずっと言ってきたんですけど、まだきょう現在そこに着手してないというのは、これは町民にとっても悲しいことですし、我々も議会で私も一所懸命言ってるんですけど、そこに着手する何かのいわゆるスタート、グループワークでもいい

し、議会と町民と行政が一緒になってもいい。早くやらないと何も残らない。何も町税は上がってこないんですよ。

そうすると、今さっきから言ってるように限りなく18%に来てから何かしようとも無理だと思ふんです。ですから、早くしようということをここで言いたいんですけども、どうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

何か具体的な案があれば、今、病院のお話がさもやるというふうなご答弁でしたが、これは病院を建てかえるようになる事態になりますよと。これは今から検討して、じゃあもう病院が売却するのか、芦屋町にとって町立病院が必要なのか、必要でないのかという議論から入るわけでございます。そして、じゃあ、これを委託するのか、売却するのか、何も芦屋町が、結局この病院を建てかえるという前提で今お話ししたわけではないわけでございます。芦屋町にとって病院を今後どうするのかということの議論をしなければならないということを私は申し上げておるわけでございます。さも何かそれを建てかえるというふうに今議員がお思いますが、議論をするということでございます。その辺はもう一度説明させていただきたいと思ひます。

じゃあ、何をやるかということでございますが、これは、構想の段階で、構想という形の中ではいろいろございます。例えば芦屋海岸での問題、芦屋町は先ほど申し上げましたように有効な土地がございません。それをもっていわゆる観光に特化したような税収問題だとか、いろんな構想はあるわけです。その構想をいかに実現するかというのは今後の問題であろうかと思っております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

病院の件は、よくわかりました。その件は、どうするかというのは今後の課題ということですよ。それはよくわかりました。しかし、今最後に言われました今後の課題、町長、それはずっと前からわかってるんですよ。だから私が言ってるのは、今後の課題というのは知ってますよ、ですけど、そのために何かやりませんかということで、やらないんですかということを知ってます。早くやらないと駄目ですよ、今後の課題10年後、20年後は——例えば5年後にやるにしても今からやらないとできないわけですよ、そういう大きなことをやる。今後の課題ですけど何かやりませんかということです。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

いやいや、ということで今さっき財政課長が説明しましたように浜口町営跡地を売却しました。そこで50戸の家が建ちますと人口もふえます、固定資産税もふえるでしょう、税もふえる。そしてスーパー誘致によって企業が、商店が入る、そこでまた税に寄与するでしょう。先ほど企画課長が、るる、その次の質問のほうにそのことは入ろうかと思えます。それは今までそういうことを税に結びつくという政策を今までとってきたつもりでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

やはり、とってきたということですけど、一つの2番目の質問の前に船頭町の駐車場に大型投資をしていく、1億5,000万円やっていくと、これだけで今さっき20名の雇用と、それだけじゃ足りないと思うです。

私は、きょう、この最初の質問で言いたいのは、町民、議会、行政、一緒になって、先ほどから言ってるように観光産業なのか、商工業なのか、それとも漁業・農業と言われてるどこかに、そんなにもう財源ないんですから、先ほどのようにお金も借りられない。どこに軸足を置いてどうするという、いわゆる目標をつくって、そのために何をしましょうよ、じゃあここでこのお金を使いましょうよという、これが財政なんですけど。その前に財政は非常に逼迫してるから最小の費用で最大の効果を上げるために何かをしましょうよという話し合いをまず町側がつくって議事に提案する、町民に提案しましょうよというのが話なんです。これを早くしないと、このままではどんどんお金がなくなって返す借金はどんどんふえていく、今から。大変な町になると思いますので。

この1番目の質問で言いたいことは、早く皆さんで、我々も協力しますし、一所懸命、どこに軸足を置いてこの町を発展させるのか、これを開始していただきたいというのが1回目の質問の趣旨です。

それでは、2番目の質問の船頭町駐車場のご回答がありましたけども、るるご説明が課長からありましたけども、この船頭町駐車場の買い物のニーズがたくさんある、買い物難民があるというような言葉ではたくさん聞いてるんですけども、実際的にあの地区の人たちがどれだけ困っているか、数値的にそのニーズをさらに調査されたことはあるんでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

周辺のニーズ調査というのは行ってはおりませんが、先ほど申し上げたんですが、平成21年度に総合振興計画をつくるためにアンケート調査をしております。これについては中心市街地の整備、それからお買い物、ここら辺については非常に住民の方の満足度が低かったという結論が出ておりますので、これがニーズではないだろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

住民満足度調査のアンケートで「中心市街地をよくするべきだ」、みんな○すると思うんですね。いわゆる商業地区をつくるとすれば、あの地区の人たちに実際どれだけの買い物難民がいるのか、実際どれだけの高齢者の人たちが困っているのかという数値をとらえて初めて税金を投入するんじゃないかと思うんですけども、その数値をとらえられてないとすれば、やはり実際的には数値は確実に取るべきだと思うんです。これは1点目に申し上げておきます。

私もあそこから50メートルぐらいの所に住んでますけども、今車を持って人、持っていない人に分けて言うと、車を持っていない人たちのためにというお話でこのお話が来てると思いますけども、ほとんどの方は車を持って商業地区、水巻ですとか岡垣ですとか遠賀町とかの周辺の大規模店舗に買い物に行くというのがあの辺の人たちの大体の土曜・日曜の動きになってるんです。これを地元で落とし込んでいくというためにはどれぐらいのニーズがあって、今どのような買い物をしてるかということきちんと調査しないとなかなか1億円幾らの、最高限度1億5,000万円と言われたんですけども、この金額を本当に有効にはできないというふうに考えますので、ぜひその辺はきちんとした事前の調査と、そして実際やるときになったら実際の効果がどれぐらいあったのかという効果を示さないと貴重な町税を使う価値がないというふうに私は思いますので、ぜひきちんとした投資金額と効果金額は今後も調査させていただきたいというのが1回目の質問です。

それじゃ、1億5,000万円が最高金額ということでいろんな情報で聞いてるんですけど、この投下金額——投資金額は、建物のみですか、それとも全体の整地から含めたお金の金額なんですか、そこをお聞きします。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

この約1億5,000万円の限度額と言われておりますものにつきましては、スーパーにかかわる建物の限度額でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

そうすると、1億5,000万円は返済の金額で充てるというふうになってますけども、そのほかの金額、いろんな整備費用についてはどれくらいの費用が投下する予定にされているんですか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

新年度予算に計上しておりますものが、建物の建設にかかわる、まず設計予算でございます。それから造成工事、建物の下のいたわる地耐力をはかるという、土地の強度をはかるものでございますけども、これの設計委託、それから造成工事、建物の底地の周辺、それからちょっと高い所がございますので、こういった段差をなくすための造成工事、こういったもので現在のところ、この三つの設計工事、それから今後必要になるものが造成工事と建物の建設工事の予算分を計上しなくちゃならないものと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

中身的には設計と造成と建物というふうに聞いたんです、私が聞いたのは金額的に建物以外でどのぐらいの金額を予定されているんですか、予定で結構です。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

建物の設計、それから造成工事と——設計だけで900万円程度の予算を考えております。それから、工事費につきましてはちょっと設計をやってみないとわからないところがございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

そうすると、わからないということは、現在造成工事の費用も全然、町とかで把握しないでこの1億5,000万円を建物の中で投資するという決定をされたという判断で、わからないけどもやろうということによろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

申し訳ございません。造成工事につきましては、どれだけ範囲を造成するかによって、いわゆる店舗の配置、こういったものによって造成工事費が変わってまいります。その場合、最大かかったとしても、最大と言ったらおかしいですけども、800万円、900万円と、そこら辺で考えております。それよりも造成工事するエリアが半分になれば半分の事業費というふうな造成工事費を試算なんですけどもしていただいております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

そうすると、今900万円と800万円という数字が出たんですけども、これは業者からの返済の中に入ってないという考えは、再度聞きますけど、これは町が持ち出すということによろしいでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

あくまでもスーパー事業者が負担していただくのは建物の建設費に関してだけでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

そうであれば、ぜひ今回の委員会の中でも検討されると思いますけども、私の委員会じゃないと思いますけど、いわゆる総額どこまでもって行って、そして業者に返済はここまで求めていくのか、この辺の数字というのは全く我々が投資して周りの環境を整備するわけです。この数値というのは今までどこにも明確になってないので、ぜひ委員会で明確にして、議会、町民に提示をお願いいたします。

それでは、建物1億5,000万円を最高金額として返済を求めていくと、これは何年計画で返済を、この1億5,000万円をするのかというのが一つ目。二つ目、この1億5,000万円を

業者が返していく中で、——1億5,000万円を何年で返済するのか。そして業者と契約をする中で、業者が民間ですから、どこかで音を上げるかもしれない、その場合の歯どめの契約がどのようなになっているのか。その二つをすみません。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

まず、何年計画でということなんですけども、これは業者からのご提案ということで、15年の賃貸借契約を結ぶこととしております。

それから、これは事業用建物賃貸借契約という契約書になる予定ですが、これについては、もし仮に撤退とかいう場合には違約金を設定する予定にしてありますし、そのような場合には後継店舗を探すように契約書の中にうたっていくこととして公募を実施しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

そうすると、この業者さんが途中で駄目になっても違約金を払うし、後継も必ず払うという契約になるということで再度確認しますが、それでよろしいですか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

今はまだこの建物の賃貸借契約は結んでおりません。それで事業の公募をやる際において賃貸借契約のひな形というものを公開しております。この中では一定額のいわゆるお金を、罰金をいただきますよ、それと後継店舗を探してくださいというお願いを、この2点を契約書の中に入れますということで公募を実施しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

ぜひその辺はしっかりと、大切な税金を使ってやるわけですから、いわゆる15年の契約途中でギブアップした場合にはどのようにする、それから後継もどのようにするというのは、きちんと精査してやっていただきたいというふうに思います。

それでは、現在あそこの周り、私も住んでますから、周りをずっと歩いてますと、日曜日、土

曜日もそうかな、ほとんどシャッター通りなんですよね。閉まってるんですよね、周りが。この辺の商工業者に対する波及効果もあると言われてますけども、あのシャッター通りがこれから開いていくかどうか、その辺の調査は、商工会議所または町から業者さん、いわゆるあそこで開かれている店舗なんかにお話をされたのか、またはお話ししないとしても波及効果が土曜・日曜、どのようになっていくのか、具体的に何か波及効果としてあるかどうか、この辺についてはどうでしょうか。

○議長 横尾 武志君

企画課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

その点につきましては、まず地域づくり課をとおしてというか、商工会のほうに、まずスーパー事業を誘致する、こういったことについて、地元店舗、地元商店街の意向としてはどうですかというお尋ねをしております。事業を進める中でですね。そのときには非常に喜んでいただいております、このままでは何ともならないので、ぜひ町のほうでスーパー事業を進めてくれというご回答をいただいておりますので、これによってその辺のところは今からの問題なんですけども、取り組まれていくのかなというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

今井議員。

○議員 7番 今井 保利君

この船頭町の駐車場の問題は、最初に言いましたように、きちんとした事前調査、数値的なものをとらまえて税金の投下をしていただきたい。

それから、最後の質問にありましたように、今後の地元の、言葉なんかでこの前の広報を見ると地産地消とかいろんないい言葉が並んでますけど、この辺の効果についてもしっかりと税金の効果を測定するということをお願いして、今後議会でも新しい予算でも入ってると思いますので、しっかりとその辺の調査をしてやっていくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、今井議員の一般質問は終わりました。

.....
○議長 横尾 武志君

次に、8番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

おはようございます。8番、日本共産党の川上です。

第1に、特定健診について伺います。

1点目に、平成20年第2回定例会で特定健診、特定保健指導について質問を行いました。町の健診率は当時は13.7%であり、健診率の向上のため対策を求めました。その後、町は健診率向上のためにどのような施策を行ってきたのか伺います。

2点目に、この施策により健診率はどうなったのか、この点を伺います。

3点目に、平成24年度の目標値は65%となっていますが、今後の課題と問題点をどのように考えるのか伺います。

次に、住宅リフォーム助成制度について伺います。

平成21年第1回定例会で住宅リフォーム助成制度について伺いました。当時県内で実施自治体は0件でしたが、現在は筑後市、大木町、飯塚市、筑紫野市、苅田町の5自治体を実施し、検討している自治体もふえています。1月28日の参議院本会議の代表質問の中で住宅リフォーム助成制度の国の支援について菅首相は「社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後ともこのような取り組みを支援していく」と答弁しています。国の交付金を活用し、住宅リフォーム助成制度の創設に取り組む考えはないのかを伺います。

第3に、山鹿地区の冠水対策について伺います。

平成21年第3回定例会で北部九州豪雨災害について質問し、対策を求めました。その後平成22年7月12日から7月14日まで雨が降りました。特に7月13日は最大1時間降雨量29ミリ、また、最大3時間降雨量は50ミリでした。今回も7月13日、14日の2日間、山鹿小学校裏北側の通学道路や田屋地区北側の裏耕地の田んぼなどが冠水し、地域住民に被害を与えました。平成15年に正津ヶ浜地区から冠水解決のための要望書が提出され今年で9年目になります。町は平成21年9月議会答弁で冠水の原因が、第1に、山鹿小学校裏通学道路の冠水は道路そのものの高さにも原因がある。第2に、平成21年7月の大雨時の冠水については遠賀川の河口堰が全開された、これにより水位が上がり山鹿排水機場排水ポンプ出口が水につかったため排水ポンプ機能が低下したため冠水したと答弁されました。

それで質問いたします。町は冠水の原因についての考え方は今も変わってないのか伺います。

私は、平成21年第3回定例会で冠水の原因と解決策について指摘をしました。冠水の原因は、第1に、山鹿排水機ポンプの始動開始水位高さはT. Pプラス0.59メートルと、山鹿小学校裏通りの学校通りの標高高さT. Pプラス0.6メートルがほぼ同じ高さであり、ポンプのスイッチを入れるときには既に通学道路や田んぼが冠水していること。第2に、田屋区裏耕地の冠水については県道水巻芦屋線の下流側、用水路箇所約200メートルの区間が未改良であり、水の流れる流量断面積が2平米であり、上流下流断面積の6平米と比較して3分の1と狭小なため、水

の流れが阻害されていることが田んぼが冠水する原因だと考えます。第3点目に、川底の土砂の堆積などが原因だと指摘しました。この解決策として、排水機ポンプの始動開始水位を下げるか、また、山鹿小学校裏通学道路の標高の低い箇所のかさ上げをすること。2点目に、未改良区間の改良による流水断面積の狭小拡大を図り水の流れをよくすること。3点目に、河川用水路底の土砂堆積の浚渫撤去などを実施することです。これについては実施されております。町は冠水の解決策として今後具体的に、いつまでどのような対策を講じられるのかご回答をお願いいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

件名、特定健診について、要旨1、平成20年第2回定例会で特定健診、特定保健指導について質問を行ったが、町の健診率は当時13.7%であり、健診率の向上のため対策を求めた。その後、町は健診率向上のためどのような施策を行ってきたのかということでお答えいたします。

平成20年度から医療保険者に40歳から74歳までの国民健康保険の被保険者とその被扶養者を対象に、内臓脂肪肥満型に着目した特定健診及び特定保健指導が義務づけられたため、広報やホームページの掲載及び各種団体に呼びかけを行いました。受診率の大きな伸びにはつながりませんでした。

そのため、健診率の向上を目指し、21年10月から12月に特定健診未受診者意識調査を行い、その調査をもとに以下の施策を計画し、実行しました。

1点目、保健師が特定保健対象家庭を訪問し、受診勧奨を行いました。これは約3,000人、2,000世帯です。

それで2点目、自治区に対するPRを行いました。具体的には、総会や首長会議への出席を18回、回覧するためのチラシを毎月配付させていただきました。それから出前講座を3回行いました。

3点目、文化協会や体育協会参加団体へ受診勧奨を行いました。これは26回行いました。

4点目、マイレージ制度を実施しました。これは、健康ポイントを3点ためると景品がもらえるということで、今年度は32人が該当しております。

5点目、町内の医師による講演会を行いました。これは中央病院の櫻井先生及びおのむら医院の小野村先生に合わせて計5回、特定健診について講演会を実施いたしました。

それから6点目、町内各医療機関に対し、受診促進の協力要請を行いました。中央病院、聖和

会クリニック、柿木医院、それから須子医院、花美坂クリニック、ここを訪問し、各先生方に直接お願いしております。

それから、出前健診を行いました。これについては漁協さんについて行いました。

以上が、実施したものです。

それから、同じく特定健診についての要旨2、施策により健診率はどうなったのかということですが、このことについてお答えします。

健診率は、平成20年度は17.5%、平成21年度は20.1%、平成22年度は現在のところ31.0%となっております。

要旨3、平成24年度の目標値は65%となっているが、今後の課題と問題点をどのように考えるかについてお答えします。

住民の方の健康に対する関心度は高いと思いますが、健診を受診するという行動に必ずしも結びついていません。平成20年度より、住民健診から国保の方を対象とした特定健診になりましたが、まだまだ特定健診に対する理解度は不足していると思っております。

特に、一部の女性の方は婦人科検診、婦人科検診は2年に一度しかありませんが、との兼ね合いで、隔年でしか受診しない傾向にあります。そのため23年度、来年度ですが、こういう方々を中心に、毎年受診していただけるよう取り組んでいきたいと思っております。

また、住民の方に理解してもらう方法としては、22年度とあまり変わりませんが、個別訪問と各区の集まりにお邪魔し話をさせていただくなど、広報等での発信だけではなく、顔の見えるところで理解を推進してまいりたいと思っております。

24年度の目標、65%は高いハードルではございますが、達成を目指して、さらなる努力してまいります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

件名2、住宅リフォーム助成制度について、国の交付金を活用し、住宅リフォーム助成制度の創設に取り組む考えはないかについてご答弁させていただきます。

まず、一般質問通告書でございます、福岡県内で住宅リフォーム助成制度を実施しております自治体の状況を調べましたところ、既に5点ございますけれども、既に実施している自治体は4カ所、それから苅田町が23年度から実施予定としている状況でございました。

それと、このリフォームの助成期間というのは、単年度、1年間だけの自治体もございましたし、3年間に期間を限定した自治体など状況はそれぞれございました。それから、いずれも補助率の上限っていうのは、対象工事費の10%、補助額の上限は10万円と、これはもうすべて横並びのような状況でございました。

その財源なんですけれども、飯塚市のみが地域活性化・きめ細かな交付金を原資としておりますが、その他の自治体は、いずれも一般財源であったということです。

それから、現段階では、ご質問にございますように、福岡県内で社会資本整備総合交付金で住宅リフォームの助成制度を設けている自治体はなかったというような、現状はそのようなところかなというふうに考えております。

それから、社会資本整備総合交付金制度という制度につきましては、おおむね3年から5年の整備計画を策定し、まず、福岡県との調整が必要になってくるんですけども、調整を行った上で国に承認していただく制度です。

これは1つは道路港湾事業、2つ目は河川砂防事業、3番目は市街地整備事業、4番目は公的賃貸住宅の整備に関する地域住宅支援事業から、この4つの中から計画の柱となる2つ以上の基幹事業を実施するということが、まずこの交付金制度をつくるための条件になってきます。

そして、この社会資本整備総合交付金制度にぶら下げるような形で、住宅リフォーム助成制度を創設するためには、この4番目に申しました、公的賃貸住宅の整備に関する地域住宅支援事業を含む2つ以上の基幹事業をもって整備計画を策定して、提案事業として住宅リフォーム助成制度を設けることが必要という、制度についてはそういう流れになっております。

で、芦屋町では、この社会資本整備総合交付金制度につきましては、当時、当時というか今もやっているんですけども、実は、これとそっくりな事業で、まちづくり交付金事業というのを平成21年度から取り組んでおりまして、このような2つ以上含む基幹事業がないため、芦屋町独自の社会資本整備総合交付金を受ける整備計画は策定することができませんでした。

したがって、現段階では、住宅リフォーム助成制度の創設ができていない環境ではないということでございます。

それと、住宅リフォーム助成制度の創設という意味、創設することにつきましては、まずは財源っていうものが一番について回る問題でございます。このため、社会資本整備総合交付金ですね、これは来年度から一括交付金化などの問題もございます。これを踏まえて、制度が見直される予定になっておりますので、この整備計画ができるかどうかなどを踏まえまして、踏まえてどうか含みまして、福岡県との調整を行いながら、もう一度、検討させていただければと思いま

す。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、件名3点目、山鹿地区の冠水対策についてということで、要旨でございます北部九州豪雨災害における冠水の原因として、道路の高さと河川水位の上昇により排水ポンプの機能が低下したという見解は、今後も変わりはないかというご質問でございます。

私のほうからは、排水ポンプの機能低下という見解につきましてお答えさせていただきます。

21年の第3回定例会におきまして、川上議員のご質問、山鹿地区冠水原因ということでございました。

それに対しまして、お答えといたしましては、大雨により河口堰が全開されたことで、遠賀川の水位が上昇し、山鹿排水機場の排水ポンプの排水口が水中につかったことにより、排水機場のポンプの機能が低下したというご答弁をさせていただいております。これは、冠水の原因のこの1つであると思っております。

また、その他の要因といたしましては、集中的な雨量といいますか量ですね、それと、汐入川を経て排水機場まで到達する時間の問題、それから、遠賀川の水位が上昇したことによって、唐戸水門が開口できなかったということ。それと、汐入川水門から排水機場までは、県の県土整備事務所の管理下でございます。この水路には、若干の土砂の堆積がございますので、このことも原因の1つではなかろうかという考えを持っております。

それから、別途、川上議員のほうから、山鹿小学校の裏側の標高と排水機場の標高が同レベルではないかと。そのために排水機場のスイッチを入れる段階では、山鹿小学校の裏側での通学路については、もう冠水しとるんではないかというご質問がございました。

確かに標高は同じでございます。排水機場の操作要領には、汐入川の水位が標高0.48メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるときは、排水機の運転を開始し、T. P. マイナス0.2メートルで停止するということになっております。

なお、運転時には、上流及び下流の水位に急激な変動を生じさせないことが必要だということが明記されております。このこととは、運転を早めることによって、排水ポンプが空回りして、機械の故障につながるということがうたわれております。

それとまた、操作要領には、事故その他やむを得ない事情がある場合は、必要の限度において

排水機場の操作をすることができるということになっております。

平成21年7月24日の大雨時に、操作員は、当然、警報の発令といたしますか、操作員にアラームが鳴るようになっております。この発令前に大雨警報が発令された時点で、汐入川の道路やら水門、水位といたしますか、この辺を調査いたしまして、大体T. P. 0.5ですから、50センチでスイッチを始動しております。

当然、その時点では、山鹿小学校の裏手とは10センチぐらいの格差がございます。もうそういうような関係上、必ずしも0.6は同じだからということで、同数字になったような行為ではございません。

なお、排水機場の稼働状況につきましては、業務日報等に遠賀川河川事務所のほうに逐次報告をさせていただいております。

なお、道路高の関係と冠水関係対策につきましては、都市整備課長のほうからお答えさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

ただいまの川上議員の山鹿地区の冠水対策ということで上がっております要旨1の道路の高さにつきましては、平成21年の第3回の定例会におきましては、施設整備計画及び実施計画等で検討し、早急な対応策ということで道路関係者としては答弁を行っております。

この冠水の原因でございますけれども、道路の高さが若干波打った状況もありまして、やはり冠水した要因の一因であるという判断をしております。

で、平成21年度の3月の補正予算（第7号）にて、繰越明許という予算を作成しまして、平成22年の8月上旬から8月下旬、約1カ月間の間に、この冠水しておる区域を主体にしまして、最大約20センチ程度の道路のかさ上げを実施を行いました。

続きまして、冠水の要因の中で、田屋の裏耕地地区から汐入川のほうに流れ込む水路断面、これの上流側が大きくて、下流のほうが断面が小さいというお話も先ほどありましたが、この件につきましても、平成22年、排水路の改良工事の調査委託ということで、正津ヶ浜地区の東側にあります既存の水路断面や汐入川の水路断面等の検証、並びに汐入川の堆積状況等も調査を行ったわけですが、部分的なそういった水路断面等の改良では、やはり今後とも、また問題があるんじゃないかというそこ判断をやりまして、山鹿地区全体の雨水排水路の調査等も、やはりや

るべきだということで、今議会の一般会計の補正予算（第6号）にて、平成22年度から平成23年度の繰越明許で現在、予算を計上しております。

この調査を実施した中で、平成22年度の実施計画のほうにも掲載しておりますが、平成24年度に実施設計委託ということをやリ、平成25年度以降に工事实施を検討していくというように解決策は考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

それでは、特定健診の問題から伺います。

役場として訪問をして特定健診への説明を行うとか、また、マイレージ制度の導入、そして、町内での医師を含めた講演会と、こういったものを取り組んでいって、特定健診率の向上に努めたという答弁でございましたが、この間、そういったことを行ったことで、一定の変化もあったというふうに思います。

特に、私たちも、講演会が5回開かれたということで、その講演会に参加したわけですけど、大変内容も小野村先生とか、また、町立病院の院長の講演、こういったことで内容もわかりやすく、大変よく特定健診の必要性、がん検診の必要性、また、もろもろの日常的な保健事業がいかに大事であるかという、そういったことも十分わかったと思いますけど。

そしてさらに、参加者の質疑とか感想とかそういったものも、その場でなされたわけなんですけど、大変多くの方からいろんな疑問点とか感想が出されて、時間が足りないような状況で、大変盛況だったというふうに思っています。

ただ、残念なことに、やはりもっとこういった参加者を多く組織すれば、今後の特定健診の健診率の向上、こういったものに大きくつながるというふうに思っていますけど、そういう点では、今後ともぜひ住民への啓発、そういったものを行いながら、こういった講演会とか、また、いろんな取り組みを旺盛にやっていただきたいというふうに思っています。

で、受診率が今回、31%に上がったということで、これは当初の13.7%から見れば一定の効果があったとは思いますが、先ほど言いましたように、平成24年度には65%というそういった高い目標をクリアしなければ、国からのペナルティーというものが科せられるというそういった点で、大変な今後の取り組みが必要になってくると思いますけど。

1つは、私たちが行政視察で行った長野県の池田町、ここは特定健診が平成20年が

53.9%、平成21年が59.6%と、そして22年度は、これは平成22年9月1日現在の数字ですけど、56.6%ということで、恐らく現時点では60%を超えているような健診率になっていると思いますし、また、特定保健指導の実施率というのが、ここは平成20年度75%という、本当に全国平均が14.8%という中で物すごい高さを誇っている町でした。

この町のやっぱり取り組みを見て、どういったところがうちの町と違うのかなということを感じたわけですけど、まず1つには、地域に保健指導員を配置して、その人方が中心となって、その保健、特定健診の受診の勧めを行うというこういったことを行っています。

これは、各地区でそういった担当者になっていただいているという。そして、こういったことについて、特にやっぱり行ってくださいというだけの問題じゃなくて、なぜ、こういったふうになったのかという医療制度改革、そういったなぜこんなふうな取り組みをしなければいけないかという、そういったそもそも論のところからお話をして、住民に納得をしていただいて、その健康保持のために特定健診の受診をといるそういった取り組みをやられているそうです。

それともう1点、やはり受診料は無料で行っているということ、それと人間ドックへの補助、これも補助を出すときによって人間ドックに行っているという、これはやはり特定健診のカウントに上がるわけですから、そういったことで健診率を上げているというそういったお話がされていました。

また、検診結果の完全予約成をして十分時間をかけてお話をし、そして今後の取り組みについても十分な対応するという。

また、こういった完全予約制によらなかった方に対しては、個別の指導を訪問したりして、また電話をかけたりして、小まめに行っているという、こういった取り組みをする中で、こういった高い健診率を維持しているということが言われていました。

芦屋町としたらば、こういったその特に人間ドックの活用とか、また無料化を推進すること、こういったことを参考にして、健診率の向上を図るべきじゃないでしょうか。その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

池田町さんの視察に行った結果は拝見させていただいております。

今、川上議員の質問で、無料化とか人間ドック等についてどう考えるかということですが、先ほど申しましたように、21年10月から特定健診の意識調査をしたときに、特に無料化とか人

間ドックのというところが回答には特に要望がなかったために、実は22年度においては検討していません。今後、こういうことも含めて検討していきたいと思っております。

なお、特定保健指導ですが、芦屋町の場合は90%以上の数字を上げております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

いろんな町の取り組みを参考にしながら、ぜひ特定健診の受診率の向上を図っていただきたいと思えます。

それで、講演会の中で、小野村先生が常々言われていたのは、やはり最初この特定健診をやったときにはあまり受診率も上がらなくて、どうしようかというふうに思ったと言われていたけど、ただ、これがこういったふうに変わってきたところがどこにあるかといえば、やはりこれに携わる町の職員の姿勢、特に保健師がやはりやらなきゃいかんという立場に立って、本当に頑張ってから住民の中に出て行って、ぜひ健診を受けてくださいというそういったお話を何回も何回もやっていく中で、やはり一人一人が変わって行って、こういった受診率が上がっていったということを言われていました。

私も、漁業者の方から聞くと、やはり特定健診の電話がかかってくる、訪問してきて、ぜひ受けてくださいというそういったことも何回も何回も言われたけど、まあ、そしたらやっぱり行かんにゃいけんかなと行って、そして受診に行ったら、今度はやっぱりこの受診を受けたら、がん検診も受けとった方がいいということで、がん検診も受けるようにしたという、そういったふうに、今まで無関心の人やった人が、やはり保健師の指導によって、努力によって変わって、こういったふうなところに入っていったというそういったことです。

そういった点では、本当に役場の職員の意識、そういった保健師さんの努力、そういったものがこの保健指導を大きく伸ばしていく中でも、必要ではないかなというふうに思いました。

それで、ちょっと変わった観点から町長に伺いたいと思えますけど、実は私、そういったお話を聞いて1つ思ったことがあります。それは、昨年5月の水巻町の中央公民館で上映された映画で、「いのちの山河～日本の青い空」というこういった映画がありました。これは町長はご存じですか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

見ておりません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

水巻だったんで、芦屋ではなかったわけですけど、水巻の近藤町長なんかも参加されているみたいでしたけど、これは舞台は日本で初めて高齢者医療費無料化と乳幼児死亡ゼロをなし遂げた、岩手県の旧沢内村、これが合併しまして、現在の西和賀町というところの話なんですけど、亡くなりました故深沢村長が、命の行政というこういっただけのことを取り組みました。これをこの姿を描いている映画です。

ここは、雪国に閉じ込められて医者もいない村で、年寄りと乳幼児が貧困と寒さで次々と死んでいく。これを国に策を求めてもやらない。国がやらないなら村でやると決意して、日本一の貧困と財政難、最悪の自然条件を強いられた寒村の中で、村民の命と健康だけは差別させないと、全国で初めて老人医療費を無料化にして、乳幼児医療の充実で産まれた子どもの死亡率を全国で初めて死亡率ゼロということを達成した、そして日本一の福祉の村をつくり上げた町です。

で、この深沢村の村長さんが亡くなったときには、その遺体を乗せた車を腰までつかる雪をかき分けながら、村民の3分の1の2,000人方が列をなして、「村長、ありがとう」と言って出迎えたそうです。

その後、国保は健康増進、予防、健診、治療、社会復帰まで、地域包括医療体制を築き、この命の行政は、現在もこの西和賀町には引き継がれているというこういっただけの村です。

で、このとき、深沢村長は、全国に先駆けて老人医療を無料化しようとしたときに、国と県から国民健康違反だとかういっただけで指摘されたわけです。

しかし、村長は、憲法25条を盾にして、人間尊重、生命尊重こそが政治の基本であり、本来、国民の命を守るのが国の責任であると。しかし、国がやらないのであるならば村がやりますと。少なくとも憲法25条には違反していませんとあって、国は後からついてくると、医療費の無料化を決定したわけなんです。

深沢村長が、こうした命の行政が実現できたのは、やっぱり村長の力だけではなくて、やはり村が一丸となり取り組んできたからです。深沢村長は「会話と行脚」ということを合い言葉にして、村民の中に出向き、組織をつくり、そして社会教育を展開してあって、村民の意識を変えていきました。

女性が一番つらい思いをしているからということで婦人会を組織し、その後、農協の青年部や

役場の職員組合、こういったとこと話し合いながら村づくりを進めていっています。

そして、村の全地区から委員を選出して保健委員会を発足し、その保健委員や保健婦さんたちの地域に根を張った活躍が、医療費無料化や死亡率ゼロ、この実現に大きな原動力となったのです。

保健婦さんたちは、雪の深い中、高齢者や乳幼児の家を一軒一軒訪問し、粘り強く保健指導をして行っていったということです。

こういったところから見えてくることは、やはり保健師や医師、教師や公務員といった専門家や公務労働者、こういった人たちが地域にどう根差し、役割を果たしていくべきか。また、住民が専門家や公務員の力をどう使いこなすことで、訪問の実施が発展するのではないかというふうに私は思います。

今回の健診率の向上は、小さいですけど、これは1つの芦屋町での実践だというふうに思います。やはり町の保健師が大きく変わったことで、こういったことができたと思います。やはりこういった職員に成長させ、保健機能の向上やまちづくり、こういったものを行うべきではないかと思いますが、その点は町長はいかがお考えでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

非常に総括的なすばらしい事例だと思います。

それぞれ全国、北海道から沖縄まで、大小いろんな市町村があるわけがございます。雪深いところもあるでしょうし、いわゆる山奥の山村、離島、いろいろあるわけがございます。

で、我々首長というのは、その地域の特性、今、地域は何を求めているのかということを中心として行政を行うべきであろうかと思います。

非常に今のお話、雪深いところで、この村長さんは人の命ということで、やはり病院行くにもなかなか行けない。交通機関も、病院行くまでの交通手段もないというようなことから、そういうふうな形でやられたのではないかと思います。ぜひビデオがございましたら、一度見てみたいと思います。

芦屋町におきましても、この健康問題というのは、非常に神経というか、非常に気を使って、町民の健康問題、健康対策というのは、いろんな方面の中でやっておると思っております。今後とも、町民の健康問題については努力していきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

こういった映画も上映すれば、やはり特定健診に対する考え方、またまちづくりの考え方、そういったものも住民の中に、また職員にやっぱり大きく変化が起こると思いますので、ぜひこういったことも取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、住宅リフォームについてですが、総合交付金では、現在もまちづくり交付金制度を使っているのですが、なかなかやれないではないかという、検討したいというみたいなことでしたが、私は別に、社会資本整備総合交付金にしがみついてやるわけじゃないで、これを町の自主財源でやってもよろしいですし、また地域活性化、そういった交付金もありますので何でやっても構わないんですけど、とにかく財源がないというようなお答えが多いものですから、この交付金を使えば45%の交付税措置がされますので、そういった点では、1,000万の事業も550万でできますというそういった事業なので、こういった事業で約50自治体が全国全部やっていますんで、ぜひこれも検討していきたいと思います。

それで、お手元に秋田県の住宅リフォーム制度のチラシと、その県事業の利用状況が書いてあると思いますけど、やはりこの見出しに書いてありますように、これは県内経済の活性化を図るとともに、既存住宅の耐久性・耐震性の向上、そして省エネなど、住宅の増改築リフォームにより、県民が安心・安全で快適な生活が営めるよう、居住環境の質の向上を支援しますということで、2つの目的を持った制度っていうことが冒頭に書いてあります。

それで、工事費の10%、最大20万円を補助して行うということですが、この工事によって、秋田県では約1万3,528戸の工事が行われています。これで市が出した交付額が19億1,471万、最終的には21億超えるようになるそうです。工事費が291億円のこれによって工事が生まれているということです。

で、波及効果は、その約512億円の波及効果があったということで、それで、世帯利用率が3.41%というので、30世帯に1世帯の割合で、この事業に取り組んでいるということです。

で、最も見ていただきたいのは、一番右の市町村の補助の有無です。これは、25市町村中20町村が町独自でもやっています。ですから、県の事業と町の事業をやるということです。

県では、県内の業者を使いなさい。市町村では、市町村の業者を使いなさいということで、市町村の業者を使えば、県の事業と一緒にその交付金が受けられるというこういった制度です。

へで、当初は3自治体しか町独自ではやっていなかったんですけど、この事業が広がる中で、今、21自治体、そして一番大きい秋田市が、今まではしてなかったんですけど、今回一律3万円

で住宅リフォーム助成制度を出すというこういったことが決まっています。

で、これによって、今度は隣の岩手県とか宮城県でも行いますし、今年4月からはもう静岡が実施を決めています。

また、福岡の隣の佐賀県、ここでも古川知事が、これはぜひ地域活性化や環境整備になる事業やからやりたいということで、佐賀県でもやるようにということになっています。

福岡県のぜひ県レベルの実施もしたいと思いますが、やはりそれに先駆けて、県内の町村でも5自治体がやっていますし、また、その後、宗像市、また小竹町、こういったところもやることを決めております。

で、なかなか社会資本整備交付金も、いろいろな制約等もありますが、ただ、この制度自体の見直しと言われていましたが、制度自体は続きます。内容が4つに分かれていた事業が1つになるということで、当然、やっぱり将来的にも使える事業になっています。

ぜひこれは、恒常的にやる事業ではなくて、やはりこの疲弊した中で、地域経済をどう活性化するかというそういったところも含めていますので、緊急支援事業というふうになっていますので、今の時期にやるのが一番やはりタイムリーではないかというふうに思います。

そういった点で、国はもう住宅リフォーム助成制度を推進するという方向も出していますが、ぜひ再度、この間、今度3回目の質問になりますが、町でもこの問題について検討・調査して、考えていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員から、この問題につきましては、何度かご質問していただいております。前回のときは、恐らく振興策というか、そういう形の中でご質問をいただいたわけですが、検討させていただきましたが、やはり特定の町民の方への税金の還元につながるのではないかと、これはそのかわりということではないんですが、商工会に対するプレミアつき地域振興券発行事業というものに特化させていただいた経緯があるわけがございます。

きょうのリフォーム制度の質問でございますが、ちょっといろいろな資料を今、見ましたので、今、この資料を精査するわけにはいかないのですが、先ほどの今井議員の質問とも間接的には関連すると思うのですが、今から芦屋町が何をしなくてはいけないかということの中で、大きな問題は定住化政策でございます。

じゃあ、定住化するにはどうしたらいいかということで、先ほども出ましたように、やはりお

買いものができる場所がないと、若い人も住まないであろうということの中で、定住化政策、それから新規対策、それから商工振興策の観点から、このリフォーム助成制度について、どういう形で取り組むのがいいのかという形の中で、ぜひ検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

先ほど、プレミアムつき商品券のお話も出ましたが、商工会によっては、こういったその商品券への助成として、住宅リフォーム事業の促進を図る知恵をだしている自治体とか、そういったものもあります。

で、形はいろいろやっぱりあると思うんですよ。それで、いろんな自治体でさっき町長が言われたように、個人の資産に資する問題だということが、やっぱりよく言われます。

ただ、これは平成18年の9月の19日の閣議決定、これは自公政権のときなんですけどね、この中で、住生活基本計画全国計画というものが出ています。で、この中に、これまでのやっぱり住宅をつくってから崩す社会から、いいものをつくってきちんと手入れして、長く大切に使える社会へと移行することは重要であるというふうにして、やはり住宅は都市やまち並みの重要な構成要素であり、安全・環境・福祉・文化といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすという意味で、社会的性格を有するものであるということ。

住宅は、個人の私的生活の場であるだけではなく、豊かな地域社会を形成する上で重要な要素であり、個人が地域と躍動し、活力・魅力があふれる社会の礎として位置づけることができると明確に、やはり個人の資産だけではないという位置づけになっているわけです。

こういったことから、今度の新成長戦略の中でも、そのリフォームと耐震補強を取り上げることは重要であるというふうになっています。

そういった点から、やっぱり2020年までに、リフォーム市場の規模の倍増や耐震性が不十分な場合、その21%から5%を減らすという、こういった具体的なその数字を上げてきていますので、ぜひやっぱりこれからは、本当にスクラップ・アンド・ビルドではなくて、いいものを長く使うというそういったことが必要になってこようと思うので、また地域の活性化を含めて、この事業をやっていただきたいと思います。

そうすれば、先ほどの税収の問題についても、やっぱり貢献してくると思いますので、ぜひご検討をお願いいたします。

続きまして、冠水対策についてうつります。

それで、一応、資料を出しておりますので、まず1つが、平成21年の9月議会の答弁内容を議会だよりよりコピーしています。それと2番目は、2010年の7月の山鹿地区の冠水状況の写真と、2010年の7月13日から14日の降雨量を示した表です。

これは、最大降雨、1時間降雨量が7月13日が29ミリ、3時間降雨量が50ミリ、それから14日が18ミリと44ミリというそういったところを示した表です。

で、先ほど答弁の中で、排水ポンプの問題も、当初は排水ポンプが水につかったためと言われましたが、一応、それも1つの原因ではないかというようなことが答弁されました。

それで、確かにこれは国土交通省の排水機場構造図台帳というのがここにありますけど、これを見ましても、この排水機場につきましては、吐出水槽とか調圧水槽、それからまた逆流止水扉、こういったものがついて、海面が上がって口がふさがれても、そういったことができないように、逆流しないように、そういった構造がちゃんととられておりますので、これは国土交通省のほうに聞きましても、水位が上がったからといって能力が落ちるものではないというそういったことで、国土交通省としてはそういったものが冠水の要因になったとは考えていないということをおっしゃっていました。

で、やはりそういった点では、この排水機ポンプ場の始動開始水位の高さがT. P. 0.59になるということで、先ほどの答弁では、スイッチが0.5で入るといふように言われていましたけど、若干やっぱり駆けつける時間とかそういった部分を含めてみても、0.5からやったとしてもやはり間に合わなくて、実質的にもうつかっていたというのが、前回の議会のときでも言ったことなんですけど、やはり水位の高さと道路の高さに一番の問題があるんじゃないかなというふうに思っています。

で、国土交通省自体が、この水位を例えば下げた場合、何らかの問題点があるのかということをお聞きすると、別にその最高水位を下げるということでは問題はありませんと。ただ、入れる回数が多くなるということが生まれるだけで問題ありませんと。

ただ、最低水位の問題については、やはり田んぼへの取水の問題があるんで、そこら近所はちゃんとやっぱり配慮しなけりゃいけないというふうに思っていますが、そういった点で、排水ポンプの水位を下げること自体については、国土交通省は問題がないというふうに言っていますが、そういった点では、こういったことを踏まえて、排水ポンプのそのスイッチのレベルを入れる時点を変更するというそういったことは、今後の考え方ではないのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

まずは、川上議員の冒頭に排水機能力が低下しないのではないかという国交省のお答えということがございました。

それで、基本的には排水機のポンプの能力とといいますか、これは水中下での測定でございます。それで、水中下の測定が一定になっておりまして、当然、一般的にポンプの排水口は水面の上に出ております。

当日も、平成21年7月の24日の日も水面の上に出ておりました、排水開始の時点では。そして、遠賀川が増水したことによって水中下に入ってしまったと。

だから、操作員から見れば、水中の上にあった段階での能力と水中の下に埋まってしまったという状態では、当然、能力が低下したという見解をしたわけございまして、国交省が言います低下しないということで、若干言葉のあやで違いますけども、結果としてはそういうような形になっております。

それから、排水開始の水位の高さを何とかできないだろうかというご質問でございます。

前回のご質問の中にも、あの排水機場の能力は十分でございます。それで、水位の高さを低くいたしますと、周辺の水が一度になくなってしまいます。そうしますと、当然、ポンプを一時、切るような形になります。それで、1回切りますと、今度は新たに始動開始できるまでに8分程度かかります。

そうなりますと、この何分間という時間を競う中で、その時間帯というのは大きなロスになりますので、できるだけ水がスムーズに流れるような体制での始動開始を現在、心がけております。

それで、先ほど申し上げました容量にはT. P. 0.48mを超えて、さらに上昇する場合についてはスイッチを入れなさいということが出ております。

それで、国交省に私もお聞きしましたら、マイナスの0.5まではポンプの稼働は可能だそうです。けれども、そういうような事態で稼働いたしますと、先ほど申しましたように空回りをして、機械の故障につながるでしょうというご回答もいただいております。

それで、一番最初のお答えになりますけれども、操作員はアラームが鳴る前に、やはり事前に現場に出まして状況確認、当然、山鹿のほうの通学路、それから汐入川の水位の高さ、そういうようなものを見た中で、規定の水位に達する前に、もう必要であれば、操作を開始するというところで、もうこれは勘といいますか、その職責についている操作員の勘に任すような形になりますけれども、できるだけ冠水にならないような形での対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

とにかく、この水位の問題で、冠水が起こらないような対応をしていただきたいと思います。

続きまして、山鹿小学校裏の通学道路の冠水の問題で、一応、この写真を撮った後に、道路の冠水対策は行ったということですが、確かに、山鹿小学校の校門裏もされていましたが、今度、ここも現地調査しましたら、確かに工事は行われていました。

行ってかさ上げも行われたというふうには思いますが、ただ、その道路側溝のアパート側は確実にかさ上げがしてあるんですけど、用水路側、そちらについては、前の用水路を使ってそのままの状況になっているので、恐らく勾配がついているような状況になっていると思うんですよ。

そういった点では、この写真も見てもわかるように、あそこはアパート側だけでなく、その反対側の住宅地のほうにも冠水しておるとい点では、やはりT. P. 60という点では、今後もしや冠水が大雨が降った場合に起こるのではないかと思います、そういった点では、なぜ両サイドをかさ上げしなかったのか、その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

今、おっしゃられるように、現況の状況判断ということを最優先させたわけですが、先ほど申します山鹿地区全体という調査を実施するわけですが、やはりこの山鹿小学校裏側、特に道路の高さが異常に波打つ現状がっておりますので、やはり先ほどのポンプのスイッチ入り、及び現況のそういったT. P. の道路の高さ、そういうものをこの23年度の調査の中でデータ集約をしまして、それをもとにしまして、現在、舗装ということはやっておりませんが、全体計画ということを見る中での処置という形になってこようと思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 8番 川上 誠一君

時間がありませんので、1つ1点お伺いいたします。

この前、先ほど言ったアパートの反対側の用水路、ここを現地調査したときに、用水路の深さは恐らく1メートルの上あると思うんですよ。ただ、今、現状では砂で埋まって30センチほど

しかありません。恐らく60センチから70センチ、それ以上は砂で埋まっておりますし、その排水溝も砂で詰まった状況になっています。

こういった点では、大雨によって、この用水路から水があふれ出るというそういったことが懸念されているんですが、こういった用水路のしゅんせつを早急に行うべきじゃないでしょうかということと、それと山鹿地区のやっぱり今後、降雨流入区域全体を含めて、また花野路の調整池や今後の北東部の山間都市開発予定地区、こういったところなどを含めて考慮して、また、土地の沈下の問題なんかもありますので、そういったものをすべて含めて、やっぱり今後、災害に強いまちづくりを行ってほしいと思います。

で、先ほどの用水路のしゅんせつについて。

○議長 横尾 武志君

都市整備課長。

○都市整備課長 大塚 秀徳君

今言われます浚渫等につきましては、私も現地という形がちょっと頭に入っていないところがありますので、早急に現地調査をして、先ほど申されます梅雨前ということもありますが、費用面をちょっと検討させていただきまして、現地可能かどうか、再調査をいたします。

以上です。

○議員 8番 川上 誠一君

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上——ああ、いいですか。

○議員 8番 川上 誠一君

はい。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....
○議長 横尾 武志君

ただいまから、しばらく休憩いたします。なお、再開は13時15分から再開いたします。

午前11時46分休憩

.....
午後1時15分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に、6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子、一般質問を行います。

仕組み債の購入について。

まず一番目には、2月1日号の広報で、基金の仕組み債による運用状況を公表し、説明していますが、ずさんな購入経緯や事務処理についての説明がないのは、なぜでしょうか。お尋ねいたします。

2番目に、その説明の中で、「今後について5年経過しても早期償還できない場合は、金融機関と協議を行う」とありますが、米ドル為替連動債は、3年償還をめどに購入しています。早急に各金融機関とその根拠に関する確認を行うべきではないでしょうか、お尋ねいたします。

3番目、仕組み債は、リスク管理が難しく、いざというとき基金が自由に使えない状況にあります。地方財政法第8条では、「財産は常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて、最も効果的に運用しなければならない」としています。町長は、今でも現時点及び将来において、町に損失を与えるものではないとのご認識なのか、お尋ねいたします。

最後の質問項目は、町は、6億円という芦屋町民の財産が最長30年間凍結するかもしれないという危機意識を持ち、将来、子や孫に財産負担を強いることにならないよう、金融や法律の専門家などに助言や調査を依頼するなどして、もとの安全な基金に戻すことと、それを町民に説明する責任があると考えますが、町長のご見解をお尋ねいたします。

2番目に、町民との情報の共有について。

まず町の総合振興計画（案）は、昨年7月末から審議会で協議されてきましたが、当初、審議会内容や会議録などを公表することになっていたにもかかわらず、これまで公表されてこなかったのは、なぜでしょうか、お尋ねいたします。

2番目、町は予算・決算の概要を広報で公表していますが、決算報告では、基金——貯金ですが、その推移は掲載しているのに、起債——借金に当たる部分です。その推移が掲載されていないのはなぜか、お尋ねいたします。

また、2009年度分から、年2回、予算の執行状況をホームページで公表していますが、前半期の公表が遅いと思われます。あわせて広報などを通じて、ホームページに町の財政状況の詳細な掲載について、積極的に町民にPRされているのか、お尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、まず一点目の広報で仕組み債の運用状況を公表し説明しているが、ずさんな購入経緯や事務処理について、説明がないのはなぜかということで答弁をさせていただきます。

まず、広報では、基金運用での仕組み債による購入時から、現在までの状況を説明したものであります。これは、新聞報道等で特に評価損と報道され、あたかも芦屋町でもそのような損失が出ているかのようなニュースになったことに対して、損失の事実はないこと、並びに仕組み債という債券の内容等について、説明したものでございます。加えて、公金の運用においては、芦屋町資金管理運用委員会を新たに設置し、今後の資金運用における対策についても町民の方に説明をしたものでございます。

ずさんな購入経緯や事務処理というふうに通告書にありますので、もう一度購入の経緯からご説明させていただきます。

この債券購入に関しましては、平成17年4月に、ペイオフ全面解禁により、元本1,000万円とその利息を超える部分については、預金保護の措置がなくなりました。このため、ペイオフ対策の一環として、平成20年4月と平成20年7月に、国際復興開発銀行が発行体となる3億円の債券を2種類、総額6億円の債券を購入しています。この仕組み債の償還期間は最長で30年となっておりますが、どちらも早期自動償還条項というものがついており、一定の累積利息、これは米ドルについては6%、豪ドルについては5%です。今現在3%の利息を得ていますので、残り2%と3%に達した時点で早期償還になるというものでございます。

また、この債券は、円建ての債券ですから、償還時には、そのときの為替に影響されることがなく、円で元本の100%、3億円が保証されたものでございます。

また、購入後1年間での利息は、これも円で1,800万円、3%の運用益を得ておりますが、ご存じのように、リーマンショックに端を発する世界経済の混乱により円高が進んでおりますので、2年目以降は、運用益はゼロとなっております。

債券購入に関しましては、ペイオフ対策以外に、「芦屋町債券運用指針」に基づいて、安全性・流動性の担保、利回りについて庁内で検討を行っています。この安全性についてですが、発行体である国際復興開発銀行は、(通称)世界銀行とっていますが、世界的な格付け機関であるムーディーズ、並びにスタンダードプアーズの両社から、AAA(トリプルA)の評価を得ており、この格付けの理由としては、強固な資本構造、健全かつ保守的な運営方針と良好な財務状況、確立された優先債権者としての地位を反映しているところからの格付けとなっております。

現在の日本の国債の評価が「AA（ダブルA）」から「AA－（ダブルAマイナス）」に引き下げられたことに比べても、最高の評価を得た安全性の高い債券となっております。

流動性につきましては、最長で30年となっておりますが、当時の判断では、5年くらいで償還予定としております。これに対する利回りが5%から6%のため、当時の定期預金等に比べてもかなり有利な運用であるということなど協議を行っております。さらに、副町長との協議・決裁を受け、町長の決裁を受けて仕組み債の購入を決定しております。この決裁を受けて、会計管理者の責任において、基金からこの仕組み債を購入しております。現在も会計課で仕組み債についての管理を行っておりますので、購入経緯に当たり何ら問題があるというふうには、認識しておりません。確かに稟議書における米ドルと豪ドルの文字の間違いはありましたが、前任者が申すには、単なるミスであったと認めており、後日訂正の処理を行っております。

2番目の質問にお答えいたします。

5年経過後に金融機関と協議を行うとありますが、米ドル債は、3年償還をめどに購入している。早急に各金融機関とその根拠に関する確認を行うべきではないかという質問に対してでございます。

米ドル為替連動債は、3年償還をめどに購入している——早急にとということですが、米ドル債を購入するに当たり、町としては、3年くらい運用できる、使用しない基金として財政課と協議して、この仕組み債購入の資金に充てております。早期償還を3年めどとして購入しているわけではございません。豪ドル及び米ドル両方の債券は、どちらも5年程度の償還を見込んで購入しておりますので、広報にも記載していますように、5年を超えて早期償還できない場合には、金融機関に対して協議を行うことを各金融機関に対して文書で依頼しており、金融機関もこの協議については、応じることを約束しております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

仕組み債は、実質管理が難しく、いざというとき基金が自由に使えない状況にある。地方財政法第8条では、財産は常に良好な状態で管理し、その所有の目的に応じて、最も効果的に運用しなければならないとしている。町長は、今でも、現時点及び将来において町に損失を与えるものではないとの認識なのかと尋ねるということですが、岡議員、ご熱心に仕組み債につきましては、昨年9月議会、12月議会、今回の3月議会で三度目でございますが、9月議会で

も12月議会でもご答弁を申し上げましたように、これまで1,800万円の利息、先ほど会計管理者が申し上げましたように、1,800万円の利息の収入をしているわけでございます。

現段階で、早期償還の条件を満たしていないため、償還されていないということでございます。それがあたかも、芦屋町で損失が生じているかのように述べられているわけでございますが、元本は、すべて保証されているものであります。

それから、かつ次の質問にも関連をいたしますが、将来の動向については、「たれば」の仮定のことであり、したがって、損失という概念は持ち合わせておりません。

それから4点目、町は6億円という芦屋町民の財産が、最長30年間凍結するかもしれないという危機意識を持ち、将来、子や孫に財政負担を強いることにならないよう、金融や法律の専門家などに助言や調査を依頼するなどして、もとの安全な基金に戻すことと、それを町民に説明する責任があると考えているが、町長の見解を問うということでございますが、30年間凍結するかもしれないので、もとの基金に戻すことが必要との議員の質問でございますが、この中に議員もみずから言われておられますように、かもしれないということでもあります。

したがって、先ほどの答弁にもございますように、9月・12月議会でも、何度もご説明申し上げましてご説明しているとおおり、仮定のことについては、どうにも答えようがないということでございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

企画政策課長。

○企画政策課長 吉永 博幸君

2、住民との情報の共有について、要旨1、町総合振興計画は、昨年7月末から審議会で協議されてきたが、当初審議会内容や会議録などを公表することになっていたことにもかかわらず、これまで公表されなかったのはなぜかについて、答弁させていただきます。

平成22年7月30日に開催しました「第1回芦屋町総合振興計画審議会」において、審議内容について、委員の名前を伏せた上で要点筆記による議事録を作成し、事前に委員の了承を得た上で、ホームページへ掲載することについて確認されております。しかしながら、第5次芦屋町総合振興計画（素案）を検討する議事録について、ホームページに掲載された時期がパブリックコメント開始直後になったことについて、おわびいたします。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

引き続きまして、広報に起債残高の推移を掲載しないのかと、それと、予算の上半期の執行状況の公表が遅いと、それから財政状況の詳細をホームページでもっと積極的にPRしないのかということに対してですが、まず、広報あしやでは、毎年、予算・決算につきましては、4ページから6ページの特集を組んでいます。決算報告に関しましては、19年度決算以前分というのは、一般会計の収入・支出を目的別等の円グラフで紹介するほか、主な事業を列記するというレイアウトで今まで扱っていました。

20年度の決算報告から、紙面のマンネリ化を防ぐといたしますか、決算の重要事項でもある経常収支比率、これを折れ線グラフであらわしたり、基金の推移を棒グラフで掲載したりだとか、健全化の判断比率の数値を紹介したりと、紙面の内容を一部変更してきました。21年度の決算の広報におきましても、内容を含めいろいろと検討しましたが、結果として収入・支出の円グラフのほかは、基金推移の棒グラフ、それから健全化判断比率の数値を掲載したところでございます。

ご質問のなぜ起債の推移を載せないのかということなのですが、毎年、紙面の内容を考えると、限られたスペースの中でマンネリ化を防ぎつつ、町の家計簿という親しみやすい表現の中で、専門的な財政用語をどうわかりやすく表記、説明すべきだろうか。今年度決算の特徴をあらわすには、どんな財政指標をもって住民の皆さんにお知らせすべきかなど、毎回財政課の中で議論はしているわけですが、結果として、起債残高を掲載するというにはならなかったものでございます。

ただし、単純に起債残高の総額というものの推移を棒グラフで表記するということは、いろいろ問題があるというふうに財政当局は考えております。

その理由は、一般会計でいいますと、以前から起債の借り入れに関しましては、交付税措置のある有利なものを選択しているわけでもございまして、退職手当債と公営住宅建設事業債を除けば、臨時財政対策債というものは100%交付税措置でございます。過疎債につきましては70%交付税措置でございます。その他の起債につきましても、おおむね30%から50%の交付税措置がされるということで、実質的な元利償還金の負担金は、全体の30%から40%になるものと想定しています。

このような関係をどう表現すべきかということなのですが、その辺の数値をチェックするものとしてあるのが、健全化判断比率の中の実質公債費比率というものでございます。

この数値につきましては、一般会計等が負担する借入金、起債の返済額、いわゆる元利償還金のうちに、普通交付税の基準財政需要額に算入される額、つまり交付税で措置される額を控除した額、言い換えれば、純粹に町税などの一般財源でどれだけ負担しなければならないかという指標でございます。

この実質公債比率という数値を管理することが、起債残高のチェックになるものと認識しておりますので、起債残高を単純に総額で表記するということは、財政状況の中身を適切に分析表記できているとは、担当のほうとしましては、言いがたいものと考えております。

2点目に、予算の執行状況の上半期の公表が遅いということですが、この件につきましては、遅れていますことを心からおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

上半期の内容につきましては、4月から9月までの執行状況を整理し公表するもので、遅くても11月以降には、ホームページ上で公表しなければならないという認識は持っております。先週、事務処理については終えていますので、今週、ホームページ上で現在閲覧ができるものと思っています。今後とも早急にそういう遅滞がないよう、早目に公表したいと考えております。

最後に、財政状況の詳細を積極的に住民にPRしてはということなんですが、財政担当課としまして、町の財政状況を住民の皆さんにご理解していただくということは、大変重要なことと認識しております。今後は、他市町村の公表内容、広報などを参考に、十分そのあたり議論して取り組みたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

2回目の質問を行います。

まず、その仕組み債の最初の質問に関しては、これは、あえて言うまでもなく、先ほど来、課長が内容については説明されました。そして、広報に載せていない理由というもおっしゃいましたが、あえて私がここに取り上げたのは、12月議会において、この仕組み債を購入するに当たり、伺い書、並びに決裁書にもらっていましたあの内容について、質問した際に、町長からやはり会計担当者に一任していて、決裁として回ってくるときには、自分たちには、米ドルも豪ドルも認識が薄くて勉強不足だったと、そういうふうにおっしゃいましたので、あえて町から発信するときには、そういう購入に関するずさんと私は一言で言いましたが、少なくともそのことは、ここで町長みずから発せられています。その意思がどのように出されるのかなということを期待

しておりましたが、それはございませんので、あえてもうここで2回目の質問はいたしません。

まず、その金融機関との交渉について、これは先ほど課長から、一応金融機関には文書でお願いしていると、そのことでは了承をいただいている。これは金融機関ということになっていますが、一番末端の銀行に関しては、福銀と西銀、そしてそれぞれみずほ銀行ですかね、それと前田証券、そういうふうになんぞそれぞれ取次店の証券会社があるんですが、この4社なのでございませうか。先にそのことを確認させていただきます。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、金融機関として、文書で申し入れしているのは、福岡銀行、それと西日本シティ銀行、2社でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

私、この広報の先ほど来、質問の項目に入っています最後のところで、要するに5年以内で償還が可能であるという金融機関の説明を受けていますと、そこがありましたことで、結局その金融機関、末端の銀行だと思いましたが、そことするのかなと。ところが、ここはあくまでもそれぞれの証券会社に、結局取り次ぎとしての証券会社のほうに持っていくものであって、前田証券とみずほでしたかね、それぞれのところの。そこに関してはそのような文書などは、あれは依頼は一切していないということによろしいんですね。もう回答は求めません。

そうしますと、私もこの2月1日号の見たときに、こういうような答弁が12月議会では一切なかったものですから、私も改めて町のほうに情報公開請求しまして、要するにこれを購入するに当たって、その銀行なり証券会社なりといろいろと売買の件で資料がそれぞれ渡された中に、そういうものが入っているのかなと、または疑問に思っただけで情報公開請求をいたしました。

ところが、そういう約束をするような文書は一切出てこなかったんですが、これはどのような根拠で、いわゆるただ5年がお約束でしたから、そのことで協議しますという、これ聞いてもちょっと納得いかないというか、解せないというか、文書はそれだけで銀行が来るとは思えないんですが、どういうこと、どういう文書でそういうことをされた、どういう文書で銀行にはお願いされたのか、よければ教えていただけないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

それでは、文書での内容ということですので、購入後、福岡銀行並びに西日本シティ銀行については、残高証明等々がそれぞれの証券会社、前田証券、みずほ証券等から言ってきております。ただ、その為替の状況であったり、新たな世界経済の状況であったりというようなことは、福岡銀行のほうからも、西日本シティ銀行からもいろいろ情報を入れていただいております。

それで、文書による申し入れとしましては、町のほうでは、大体5年程度を償還の目安ということで、金融機関からのいろんな説明を聞いた中で、当時としては、5年程度だろうということで購入しておりますので、その期限が過ぎた場合には、その仕組み債に対する対策というものをそれぞれ金融機関とともに協議していきたいと。ということで、そういう内容で文書でお願いして、金融機関のほうも協議については、応じることは別に問題はないということで約束をいただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

結局、いわゆる5年ということであれば、両方とも二口3億円ずつ掛けていますから、5年ということでは、正確に言えば平成25年7月以降、いわゆる7月で丸5年になるかと思いますが、その時期を経てもということになっているんですね。

これは、行政のやることですからあまり言いたくはないんですが、ただ一般的に、私たちも、投資そのものには素人ではございますが、やはり証券会社、銀行なりというのは、特に外国のものでありますから、それぞれ営業として手数料稼ぎということでは、言葉は悪いですが、手数料をたくさんとって、少しでも営業利益を上げようと、そういうのにやっぱり躍起になっています。

そういうことでは、いろんなところからそういう契約をとっていくことも、当然その営業としてやられることだろうと思いますが、一般的に考えたときに、この間、私も12月議会でも再々申し上げました。基本が30年という償還でありまして、それに早期償還条項、いわゆる条件つき、早期償還になるためにはこういう条件がついております。それが満たされれば早期償還ができる。私は、要するにそういう条件が整わない場合には、最長ではある30年ということだけのみならず、いろんな素人なりに調査をしてみますと、これがやはり金利がゼロの状態が続けば続くほど、それが30年間保管するという状況にすこぶる近くなってくる。

これは、経済的な、あるいは証券の専門家あたりのところの所見なんです、そういうことを見たときに、最長30年ではなくても、これが20年ないしは10年という可能性は大にあるわけですね。だけど、町長は「たれば」の世界とおっしゃいます。しかし、この証券は、本当に条件書やらを見られていますでしょうか。早期償還を強く全面に出していませんよ、これ。最終償還日は、30年償還としてあるんです。

そこら辺の認識が違うので、もう話がかみ合わないんですが、そこで、前回も前々回も自治体の例として兵庫県の朝来市の例を出しましたが、お聞き及びかもしれませんが、朝来市では、12月末の年末に、その市長さんが、あそこかなりも仕組み債購入で、とても悪い状況ですが、その市長さんが、年末に、年明けには、この一連の充当している基金を安全な状態に戻すために証券会社などと交渉を行うということが、こちらの新聞各紙報道にはされていないんですけれども、関西のほう一带では、新聞報道や映像に流れたそうですが、その情報などを見た感じでは、要するにこの間、議会でもいろいろ指摘もされ、その市みずから、この問題についてどのような問題があるのか、そしてどのような危険なものなのか、調査を依頼して専門家が出した結論が、やはりこれはとてもこのままの状態ではこの基金が安全な状態に戻ることがない。そして、早急にこれは解約なり売却なりするよという、それぞれの勧告やら意見が出された中で、そういう動きになっているんですが、それで最近の情報では、3月3日の報道によりますと、前の日の2日に朝来市の市議会で、これはもうそこで特別委員会をつくっていますので、そちらで市長が報告した報道内容によりますと、とりあえず金融機関と交渉に乗り出すけれども、多分その金融機関も話をしても折り合いはつかないだろうと。その際に一気に裁判ということになりますと、当然いろんな費用的な問題、時間的な問題もありますので、別な手段を講じてその問題の解決に向けて動き出したと。

そういうことで、金融ADR、これは名称からいいますと、裁判外紛争解決制度という名称なんですけど、これに関しては、課長、ご存じですか。この金融ADR、名称が裁判外紛争解決制度というものがあるのをご存じでしょうか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

残念ながら承知しておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

この金融ADRというのは、金融商品取引法の一部改正で創設されたもので、先ほど来言っています裁判の外でやる紛争解決制度というのが、去年の10月1日よりスタートしております。そして、これはどういうことかといいますと、この金融商品について、お互いに顧客と売り手側のところで問題が生じた場合は、指定した紛争解決機関が、顧客と金融関係の話し合いを聴取しながら和解案などを提案してあっせんする制度です。これを朝来市が活用するというのをその議会で報告して、議会も了承したというような報道でした。

これは、具体的には、どういうふうに一般の裁判と違うかといいますと、当然直接的な裁判ではございませんから、それぞれの双方の意見を聞いて、折衷案なり和解案というのをそこが出すんですが、これに関しては、いわゆる1社、証券会社でもいいんですけど、その1社について5,000万円以上が対象で、その1社について5万円という単位だそうです。そして、朝来市の場合は4社、そこにかかわっていましたので、20万円でその手続ができて調整を依頼することができる。

しかし、それで決着つくとは限りませんが、それでだめな場合は、裁判所が入った調停、ないしは何というんですかね、賠償責任を求める訴訟を起こす。そこまで朝来市は覚悟を決めて取り組んでいるんですが、そこで、芦屋町の場合のこの間の説明、いわゆる私が、ずさんと言いたいいわゆる経緯の中で、課長も先ほど来、おっしゃっています5年くらいで早期償還されるものと思っていた。もうそこがずっと繰り返されているし、私もそのことが約束されるような商品ではないでしょうということをずっと申し上げてきましたが、この間の町の答弁、ないしはその稟議書を見ても、これはやはり金融機関なり証券会社が、5年以内には今よりも円安が生じて、その条件がクリアされるでしょうと、そういう買わせる——買ってもらうために誘導していったんじゃないかと。ですから言葉は悪いですけど、その言葉をうのみにして買ったんじゃないかと、そういうふうに見えるわけですね。

ですから、私たちは、そうやって5年ということに向こうが約束された。普通は考えられないですよ。投資とかそういうことで、5年で決着がつくとか、5年でこの状況がクリアされますよというのは普通考えられないんですが、ただ、そういう言葉を吐くと、あるいはそういうことを言って誘導して買わせるという行為は、金融商品の取引法とか販売法においては、禁止されているんですよ。ですから、この間ずっと町長も会計のほうも、とにかく総務省は最終的に元本が保証される、特にこの芦屋の場合は、米ドルではなくて円建てですから、いわゆる今の3億円

で契約しているんだから3億円は返ってくるんだと、そういうことをおっしゃっていますが、要するに断定して物を買わせる、あるいはそういう断定した商品の説明とかいうのは、違法行為であるというそういう法律のことをご存じでいらっしゃいますか。教えてください。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

この債券を買うに当たって償還期間が30年となっていますので、その30年で早期償還条件があるということで説明を受けています。

先ほどから、岡議員さんが言われますように、5年以内で断定したとおっしゃっていますが、断定しているわけではなく、当時の担当者として、金融機関からの説明をいろいろの自治体の購入実態とかそういったものを聞いて、総合的に判断して5年以内という判断をしているわけですので、金融機関が5年で償還するよという約束で買ったわけではございません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

別に金融機関から断定されたものでないとしたら、その5年後の協議というのは、何を根拠にされるんですか。よくわかりませんですね。何をその相手に求めていくんですか。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

前任者の買ったところですが、基本はその5年間ぐらいで償還する、文書を見ても、その累積で利息が5%から6%、年1%とかいうようなこともございますので、その五、六年という想定でこの債券を購入しているということでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

話がずれるんですが、こちらが勝手にそういうふうに思ったのであれば、向こうは当然協議には乗ってこないでしょう。むしろ向こうがそういうふうに5年以内には決着をつけますよ、5年以内にはもう早期償還されますよと言われたから、協議するというふうに広報には書いてございませんか。

仕組み債の購入時において、5年以内で償還が可能であるという金融機関の説明を受けていますということがあるから、私は、これはそんなにやって可能性と、この可能性だって断定の中に入るんですよ。これは、法律を今度よく見られてください。こういうのが向こうが言ったから、だからこちらは協議してくださいと言ってるんじゃないんですかね。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど来より、岡議員と会計管理者のお話をお聞きしているんですが、当時のそれを結局話をした、例えば西銀さん、福銀さんと話をした当事者が退職しておりません。今のように細かいことを会計管理者に問われても答えようがないと思うんですよ。やりとりがどうだったのかということがですね。ただ何度か——何度か、結局岡議員の質問に対して、当時の会計管理者はどうやったねというふうに尋ねたということでございます。

それから、もう一点お話をさせていただきますと、先ほど朝来市の例を出されましたが、私も岡議員が質問をされて朝来市の名前が出たので、いろいろ調べさせていただいたわけでございます。そもそもこの仕組み債の話が出たのは、岡議員の質問にもありましたように、平成21年6月の参議院の国会の民主党の大久保議員の質問から発したわけですね。総務省が各都道府県に調査依頼をしたと。都道府県は何をしたかということ、電話で各市町村に、「おたくはありますか」「ありますか」としたと。受けた電話の担当者というのは、詳しい人がおればいいけど担当者しかおらん。「わかりません」「うちはやっています」と、そこで終わっているわけですね。その次に来たのが、マスコミが一斉にこの問題を報道したと。

そして、そこで結局このことはどうなのかと思うわけですが、朝来市と荊田町がやはり国会でもあるんですが、どこの自治体でもあるんですが、政争になったということで、今、朝来と荊田と岡議員が提言されています芦屋町、全国でこの3つだけなんですよ。いろいろ調べますと、かなりな数の自治体がこれを購入しているということがわかっております。

いろんな首長さん、いろんな市長さんにお聞きしますと、やはり所定の手続をしていると、それはそのときの経済状況、何度もお話をしますように、経済状況の中で先ほど来、会計管理者がお話していますように、ペイオフ対策というのが大きな根源であったわけでございます。そして、その中でやはりどこも何とかしようということで、資金運用をこれにやっただと。その後にもうご存じのように、100年に一度来るかないかというようなリーマンショックが起こったというそのときの状況であるわけでありまして。そういうことの中で、そして今、朝来市の例を出されまし

たが、朝来市は、基金の約3分の2をこの結局金融商品に手を出しているという事実があるわけなんです。私も知りませんが、そこまで精査しておりませんが、今、朝来市と苅田の名前が出ましたのであえてお話ししますが、やはりこの商品というのは、いろんな商品があると、じゃあ朝来市がどういう商品を買ったのかと。岡議員がお聞き——逆質問はありませんので、どういう商品を買ってメニューがあると、どういう商品だったのか、じゃあ苅田はどういう商品かと、わからないわけですよ。芦屋町については、先ほど来、会計管理者が説明しておりますように、所定の手続を経て、前任者が協議を行い、決裁をして銀行ともよく話して、これを購入したということでございます。

話というのは、いろんな中で朝来市がこうだからというようなことを取り上げてどう言われるのは、いかななものかなと思うわけであります。それぞれの市町村は——市町村のことはあまり他の市町村のことには触れたくないんですが、あえて朝来市という名前が出ましたので、言わせていただくわけでございますが、それぞれの中身があるわけでございますので、そのことについて一言申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

朝来市に関しては、詳しく言ったのは私は初めてでございますが、そういうふうな方法、いろんな方法がある中で、こういう方法をとっていますということを言っています。

それで、時間があんまりないんですが、先ほど来、退職者が、いわゆる退職されているからあまりにその会計管理者を責めないでくれと、そういうふうに分けたのですが、ただ、この先ほどから出しています2月1号の広報あしやに出されている、この先ほど来言っています、「今後についてです。仕組み債の購入時において、5年以内で償還が可能であるという金融機関の説明を受けています」、この受けていますという能動的な表現はどこから出されたんですか。やっぱり前任の会計管理者からお尋ねになって、今の会計管理者である課長がこれを出されたんでしょうか。

別に責めているわけではありません。確認しております。よろしく申し上げます。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

5年以内で償還するという、5年という期間は、最初に豪ドルの基金を買ったときの稟議書にあります、2年か5年ぐらいで償還が終了するという判断で用いております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

はっきり申し上げます。この広報紙のこの最後のところですね。何を思って本当にこの5年後の償還が、あるいは償還ができない場合は、仕組み債の引き受けだの、あるいは元本償還などの協議を行いますというふうにしているのか、全くわかりませんでした。今聞いても、まさに前任の会計責任者に確認したわけではない。あくまでも今持っている会計管理者の方の持っている資料の中から、そういう判断をして書いたのだと。こういうことでは、今の円高があと2年以上続けば、当然その時期を迎えるということになりましょうが、残念ながら私はそのときにはこの議場にはおりませんから、町民の立場でどういうふうに判断するかは別ですが、こういうような内容は、ただ単に町民に安心感を与えるそういうふうな意図的な文章に私は思えます。これは私の感想です。

それで、先ほどからこの商品の内容とか、それぞれの自治体で状況が違うんだとか、町長はおっしゃいますが、町長とちょっとその辺のやりとりをすることではないので、置いといて、先ほど課長が、この安全性とか有利性、あるいは流動性、そういうところでいわゆる決めたと、決定した。そういう中で、安全性ということでは、世界銀行が当時はAAA（トリプルA）、今は多少あれしててもまだそれでもかなり高いところである。

ところが、これはちょっと細かいですけど、あえてもう言わせていただきます。この広報の中で、この安全性を説明するときに、世界銀行のAAA（トリプルA）という格付けの安全性と比較されているものが、日本銀行の国債なんです。細かく言えば、片っ方は銀行で、片っ方は日本銀行とはいえども、この国債なんですね。商品と銀行が比較対象をされているんです。

何を言いたいかといいますと、本来ならば、この仕組み債の商品そのものの性質から言えば、商品そのものに格付けがされなければならないとも専門家は指摘されているんです。ところが、銀行、いわゆるその発行元ですね、発行元の格付けだけが強調されているんです。この間もずっとですね。ですから、これがどうなるかは30年見なければわからない、まさに問題の先送りの何物でもないというふうに思います。

とにかくこの自治法上、総務省も元本が返ってくれば問題はないと、これはあくまでも見解ですから、国だって今の地方分権一括法で介入することもできなければ、そのことで違法かどうかということが出来る立場ではないとはっきり言っています。これは、それぞれの自治体のところ

で判断すべき問題だと。これがいろんな形で訴訟に発展して今いっていますけれども、そこで判断されるべきものでしょうが、ただ、自治法、総務省の関係のことだけをこの間強調されましたが、金融商品関係の法律もありますので、今はそちらのほうから、いろいろな一般の投資家の方たちの泣き寝入りを防ぐために、こういう保護するため、あるいはそういういきなり裁判といっても、一般の方たちにとってはかなり経費がかかるから、そういうトラブルを事前に解消できるなり解決するためにこういう制度が昨年できた。これはまさにこの金融市場が開放されてから、一気にこういうトラブルが生じてこういうことになっていると。そういう状況だけはお話しておきます。

それで、もう一つ確認したいことがあるんですが、ちょっと話は前後しますが、この証券を購入するに当たっては、いわゆる一般の投資家、いわゆる一般的な顧客家、それともプロの投資家によって、その業界から、あるいは金融機関あたりからの説明の度合いが全然違うんですが、芦屋町はこの仕組み債を購入した際に、どちらの立場で購入されているのか、そのことをお尋ねします。

○議長 横尾 武志君

会計管理者。

○会計管理者 入江 真二君

購入に当たっては、一般の投資家で購入を当たっております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

一般の投資家ですと、先ほど来申し上げているように、とにかく十分な説明と当然リスク——このリスクといいますと最大30年を保有しなければならない。しかもこれが幾ら30年後には3億円——1件のほうですが、30億円返されたとしても、この間に結局有利性だとか確実性とかいうことでは、大きな問題が出てくるんですよね。仮に買ってから最初の1年間は、確かに3%は両方出てきています。ですから、あとの29年間に結果的にその3億円何がしが凍結されますと、その間に本来ならば、普通貯金であれ定期であれ何がしかの金利がつくはずがつかない。そして、そのときの経済情勢とかその価値、いわゆるその3億円の価値がどうなっているかなんていうのは、もうだれにも予測がつかないわけですから、そういうふうになった場合に、あくまでも確実性、3億円が返ってくるから、全く実損がないかといえるかということは、私はそれには当たらないと思います。

それで、説明をそういうことも含めて説明が十分になされたか。このことは、本当にここであっていても、町長は、とにかく会計管理者は、今持っているその資料の中でしか判断できないからということですから、これが裁判になりますと、当然当事者も出てくるようになりますし、もうそのことでしか、結局私がここの議会で問えることはもうないのかもしれませんが、この一連の回答ないしは文書を見たときに、ほとんど町長さんも含めて30年という認識が全くなかったということは、やはり会計責任者から絶対大丈夫ですと言われたその根拠は、金融機関から5年以内に決着できますよと、そのことを信じたゆえの購入だったのではないかと思います。そういう意味では、こういう金融ADRということも勉強なさって今後に備えていただきたいと、そういうふうに思います。

最後といたしますか、2番目の質問に移りますが、あと3分ですので、先ほど来、素直に公表が遅れたこと、そして公表が遅れたことと、もう一つも何か謝られましたが、これは私に謝っていただくよりも町民に対してなんです、町長も常々、あるいはまちづくり条例の中にも、住民参画・町民参画のまちづくりには、町民との情報の共有化というのは、もう必要不可欠、必須条件ということが随所にうたわれていますし、町長もかねてからそういうふうにおっしゃっています。

ところが、けさほど来、財政の問題も出てきましたが、あるいは先ほどの課長の説明でも、要するに説明なしに起債の金額を書くと、私が今回機関紙で出しましたが、全く逆比例、いわゆる反比例しているんですね。基金は極端に下がってくる、起債は上がってきている。それを出すと、町民にとってもものすごい不安感を与えるだろう、だから安易に出されないと。ところが、そのことはそのことでやはり説明はしなきゃいけないんじゃないんですかね。やはり基金だけ出すということは、やっぱり問題があると思います。

それと、もう今から勉強されるとおっしゃいましたが、3町の広報のいわゆる財政状況の出し方を本当によく勉強なさってください。水巻のは、すこぶる町民のために見やすくわかりやすく、そして細部にわたって町民に見ていただけるような広報の内容等、そしてホームページでもとにかくよく説明をしています。そしてまた、このことがためになったか、探すことがどうだったかというそういう見られた方への意見も問うています。そういうのが芦屋の場合は全く皆無ですので、今後、検討課題にしていきたいと思います。回答は、要りません。

以上で、私の最後の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 横尾 武志君

ここで10分間、休憩いたします。再開は14時25分からいたします。

午後2時13分休憩

午後2時25分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

次に、2番、貝掛議員の一般質問を許します。貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

皆さん、こんにちは。2番、貝掛でございます。

まず件名、学校教育について、①としまして、平成22年度の学力テストの結果を公表できる範囲で構いませんので、お尋ねいたします。

2番目としまして、学力向上における現在の取り組みと今後の施策についてお尋ねいたします。

3番目に、学習指導要領の改訂に伴い、23年度より小学校の授業時間数の増加、カリキュラムの変更が生じていますが、具体的にどのように変更されたのか、お尋ねいたします。

4番目に、学習指導要領における情報教育の位置づけはどのようになっているのか。また、どのような授業、カリキュラムを推進しているのか、お尋ねします。

これで1回目の質問とさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 鶴原 光芳君

では、要旨1点目の22年度の学力調査の結果でございますけれども、この内容につきましては、今現在ホームページのほうで公開をしておりますが、その内容に基づきまして答弁させていただきます。

22年度につきましては、平成22年4月20日に芦屋の3小学校の6年生177名が国語のAB問題、算数のAB問題に、それから中学3年生161名が国語のAB問題、数学のAB問題を受けております。

A問題というのは、主として知識に関する問題で、身につけておくべきもので、後の学年の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり、常に常用できることが望ましい知識や技能を問う問題です。B問題というのは、主として活用に関する問題で、知識、技能等を実生活のさまざまな場面で活用する力などに関する内容や、さまざまな課題解決のための構想を立

て、実践、評価、改善する力などを問う問題となっています。

その結果でありますけれども、3小学校の平均正答率は68.1%となっております。この数字は全国及び県平均よりやや低い結果となっております。

各問題ごとに見てみますと、小学校のA問題では、全国平均よりやや劣る状況にあります。漢字の読み書きや言語に対する知識はやや全国を上回る傾向にあります。文章を読み取り、内容を関係づけて読むことが苦手なようです。国語B問題につきましては、全体的にやや全国、県より劣る面が見られ、文章の内容を読み取り、あらすじを書くような問題を苦手としています。算数Aでは、全国平均よりやや劣り、福岡県の平均とほぼ変わらない状況にあります。計算力はおおむね全国平均の力を示していますが、分数の基本的な理解等でやや劣る面が見られます。算数Bでは、全国平均より下回り、図面を読み取ったり、筋道を立てて考えたりする問題をやや苦手としています。

中学校の国語のA問題では、漢字の読み書きは全国よりも上回っていますが、文章を的確に捉え、整理して伝えることがやや苦手となっています。国語B問題は、全国平均をわずかながら上回る状況にあり、日常的な文章を捉え、感想を書いたり、資料の提示の仕方を工夫し、具体的に説明すること等にすぐれています。数学Aは、全国、県平均と比べやや劣っている傾向が見られ、特に数量の関係や法則を文字式であらわすことや、図形、方程式の理解等を苦手としています。数学Bでは、全国、県平均と比較してやや劣っており、筋道を立てて説明することが苦手となっています。

内容的には以上でございます。

要旨の2番、学力向上に向けての取り組みについてということでございます。

各小中学校では、ふくおか学力アップ推進事業に沿って学力向上推進プランを立て、それのつとめて実践を行っております。

教育委員会としましては、その検証のために、学力検証委員会を設置し、この中には教育事務所等も入っていただいておりますが、PDCAの取り組みを行っております。また、教職員の資質・力量向上を図るため、多様な研修会の実施をいたしております。

さらには、学力向上のため、町独自の人的支援としまして、小学校4年生までの35人学級の導入のための講師や、各学校の教育課題に対応した少人数指導講師の配置、中学校では、3年生を対象としたイブニングスタディ、授業を実施するための講師、さらに小中学校にALT2名を雇用いたしております。

このほかでも、各小学校ごとに毎週土曜日、学び合い教室を開設しまして、自学・自習に取り

組んでいるところでございます。

さらには、新年度、来年度予算といたしまして、小中一貫連携教育を推進するという一方で、各小学校に1名、中学校に2名の講師を配置するよう計画を立てておるところでございます。

3点目、学習指導要領の改訂に伴って、時間数、カリキュラムがどのように変わったかということでございます。

まず、時間数につきましては、小学校が1こま45分授業でございますけれども、1年生が週23こまから時間数にしまして782時間から週25こま、850時間、週に直すと2こまで68時間、1年生は増加しております。

2年生につきましては、週24こま、840時間から26こま、910時間、2こま増の70時間の増。

3年生が週26こま、910時間から27こま、945時間、1こま、35時間の増です。

それから、4年生から6年生が週27こま、945時間から28こま、980時間、1こま、35時間増というふうになっております。

見ますと、低学年あたりの時間数がかなりふえてきているという内容になっております。

それから、カリキュラムの変更でございますけれども、これは教科時間数で見ますと、新学習指導要領につきましては、21年度から移行期間ということになっておりまして、既に21年度から、算数では、1年生が週3.4こまが4こまに、2年生から6年生が週4.3から4.4こまが5こまに、理科では、3年生が週2こまが2.6こまに、4年生から6年生の週2.6から2.7こまが週3こまに変わっております。また、新たに外国語活動としまして、年間35時間以内で授業が行われてきたという経緯がございます。

それで、23年度からは、これがもう完全実施ということになりますけれども、数学、理科につきましては、今申し述べた内容で行われるわけですが、そのほか国語では、1年生から2年生が週8こまから9こまに、3年から4年生が週6.7こまが7こまに、5年生の週5.1こまが5こまに、社会では、4年生から6年生の週2.4から2.9こまが2.6から3こまに変わります。それから、外国語活動につきましては、5年生、6年生が週1こまが確保されるという内容になっております。

このほか、体力低下を防ぐため、体育では、1年生から4年生の週2.6こまが3こまに増加します。

今回の指導要領の変更につきましては、ゆとり教育が批判を浴びてといますか、国際的ないろいろなテスト等であまりいい結果が出ないというようなことから、学力低下が問題にされていま

して、学力向上を明確に打ち出した内容となっております。このため、主要教科の時間を確保するために、総合的な学習の時間が減らされているという内容となっております。

なお、授業時間数はかなりふえておりますけれども、これは詰め込みをするためではなくて、基礎的な知識、技能を確実に習得したり、思考したりする表現をつけるためにふやしたということが目的となっております。

次に、4点目、情報教育はどうなっているのかということでございます。

現在小学校では、総合的な学習時間、それから各教科の時間を活用しまして、児童がコンピューターや情報通信ネットワーク等の情報手段に慣れ親しむように努めております。具体的には、文字入力等の基本操作といいますか、そういうことが身につけられるように、その辺に重点を置いた学習活動を行っております。

カリキュラムにつきましては、芦屋小学校の例で言いますと、各学級ごとに2時間、年間6時間の基本的な操作方法等の学習、そういうふうなこととともに、同じく年6時間の情報モラル、これにつきましては、法の解釈とか、安全への知識、情報セキュリティの教育、そういうものを実施いたしております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

2回目の質問に移らせていただきます。

23年度の予算におきましても、かなり教育に対する配慮があるものと思いますが、ここで改めて町長にお尋ねいたします。

第5次芦屋町総合振興計画（素案）に対するパブリックコメントの結果についてでございますが、その意見の中で過疎の町への対応はどうかというところで、町の考え方としまして、今回の総合振興計画素案では、町営住宅の跡地の戸建て住宅用地としての活用、船頭町駐車場を活用した中心市街地の活性化、公共交通機関の充実、そして教育環境の充実などの定住促進にかかわるハード・ソフト事業を推進し、人口の減少を抑制すると、町の見解が述べられておるのですが、その中の一つに教育があり、この教育によって今この芦屋町に住んでいる若い世代、いわゆるお年寄りを支える世代をしっかりと定住させる、あるいは若い世代を近隣、他町から引き込む芦屋町活性化のための成長戦略として教育を掲げているという認識でよろしいでしょうか、

お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

まさにおっしゃるとおりでございますが、私が、今お答えを言われたとおりのことございまして、いろいろつけ加えることはないんですが、貝掛議員もたくさんのお子さんをお持ちでございますので、教育のことについては非常にご熱心でございますが、PTAの役員もされておられます。

やはり私も孫が4人おりますので、子どもたちからよく若いお母さん方のお話しというのをよく聞くわけでございますが、やはり子育て世代、若い人たち、どこに住むかということでございますが、当然交通の便のいいところがあるわけでございますが、やはり教育というものに関して、その親御さん、その町の教育の水準はどうであるかというのが非常に大きな関心があるわけでありまして。

例を申しますと、一時期トヨタが来たときに、筑豊地域、遠賀地域で社員の誘致ということで誘致合戦があったわけでございますが、いろいろ会社が調べまして、宗像が一番教育の環境がいいということで、トヨタのいわゆる社員の方々がほとんど宗像に社宅等お住まいになられたという経緯もあります。

それから、一時期、隣の浅川中学校は、これどうなんかなと思うんですが、東筑の西というか、入学率が高いということで浅川地域にお住まいになれる、居を構えるというふうな事例があるわけでございます。

やはり若い子どもさんをお持ちの、子どもの将来のことを考えたら、教育環境というのは非常に大きなポイントになってくるわけでございます。教育環境をよくして、何とか芦屋で育った若者が芦屋で家を建てて住んでいただくようにということ、それから、よその町から芦屋に家を建てて芦屋に住みたいと、そういう教育であれば住みたいというような町にしたいということで挙げさせていただいております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

ありがとうございます。つまり、町長は、教育を芦屋町の成長戦略にするということで、私と全く意見を同じにするわけでございますが、今回、要旨1、2において、学力について私質問し

ております。

ただ、私、学力至上主義者ではございません。そもそも、やはり教育の目的というのは、ここで教育基本法の是非を論じるわけではございませんが、教育基本法第1条、教育の目的には、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと。この条文の中には学力という言葉は一言も入っておりません。これは、我々の先人が六十数年前につくられ、そして18年度にその意思を受け継いで改訂されたもので、この目的を一言で言うならば、人間力、そういったものをつける、あるいは生きる力をはぐくんでいく、それが教育の目的であり、その中に学力があり、学力が高ければこの目的を達成しやすいのは確かだと考えるわけでございますが、幾ら学力が高いと言っても、不誠実あるいは信頼がない、正義感がない、人に優しくはない、そういった人間に育っていいわけはございません。

しかしながら、この芦屋町を何とか守り、そして活性化していくための成長戦略として教育を掲げるならば、学力の向上は必要であると考えられるわけで、先ほど町長の答弁にもありましたように、教育イコール学力というのが、これが世間一般の考え方でございます。

そこで、この芦屋町は、非常に自然環境に恵まれ、大都市圏と違って子どもたちも純粋に純朴に育っている、そして教育長がリーダーシップをとって地域との連携を掲げています。そういった中で町民会議あるいは地域の皆様方のお力、そして教育委員会、先生方のご努力もあって、本当に規範意識の高い生徒が子どもたちが育っていると認識しております。この環境と学力の向上が加われば、組み合わせれば、これは非常にすばらしい教育の町になるのではないかと私は思うわけでございまして、これは個人的な意見でございますが、この1、2について、学力についてお尋ねしておりますが、まず1点目に、学力テストの結果、今ご答弁いただいたんですけども、全国よりややいいのは、中学校3年のBだけで、あとは全国あるいは福岡県平均劣るということでございますが、この学力テストというのは、小学校の6年と中学校3年生だけしか行われていません。学力の推移をはかるというところで、次、小学校6年生をはかるのであれば、あと4年後にしかわからないわけなんですけども、恐らく学校のほうで年に1回、そういった、私中学のころはフクトのテストというのを受けています。これ偏差値が出るやつなんですけども。そういったテストをもし行っているのであれば、小学校1年から中学校3年まで、18年度、過去5年間ぐらいの学力の推移がわかると思います。その中で芦屋町は学力が上がっているのか下がっているのか、ご答弁いただけるのであればお願いいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 鶴原 光芳君

過去5年ぐらいさかのぼってと言いますと、資料的には莫大、各教科ごととかいえば、物すごい量になってきますので、その辺をびしっと整理したというものはございませんが、一つ参考になるかどうかわかりませんが、先日、学力検証委員会、先ほど言いましたが、あっております。その中で中学のほうから、言っていると思いますが、今の3年生が入ってきてから3年間、これについての学力がどうであるかという結果が出ておりますので、その報告をさせていただきたいというふうに思います。

これ教科的には、国語、数学、社会、理科、英語というふうにあるわけなんですけれども、社会については、これは県平均より、年度によってちょっと違いますけれども、1年生のとき、それから3年生のときは、これは県より平均上回っております。ほかの国語、数学、理解、英語、これについては、大体県平均より以下と、残念ですが、そういう状況になっております。

具体的に言いますと、中学校1年生で11月に1回そのテストを行っております。その時点で県平均より、国語、数学、理科については約4ポイント、それから英語については8ポイントほど下回っておったというのが1年生の時点での結果でございます。それが2年生、3年生となるにつれまして、その差というのがかなり縮まってきておるということでございます。平均しますと約3.2ポイントずつぐらいの、全教科並べますと、そのぐらいの差があったんですが、一番最新のテスト結果によりますと、その差が1ポイントぐらいまで縮まってきているということで、中学校の現場の先生たちに大いに頑張ってもらっているその結果で、その辺の少し差が縮まってきたというふうに思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

若干ではありますが、学力は向上しているということによろしいでしょうか。では、引き続き、この学力向上に向けてご努力をしていただきたいと思います。

それで、去年からイブニングスタディというのを実施しております。本年度もその予算を計上しておりますが、この事業をふやせとは私は言いませんけども、このイブニングスタディというのは、要は、部活動が終わってから数カ月間、受験前の数カ月間、補習なり夜授業をしていこうということで、この間、広報にも載っていましたが、この3カ月間でやはりどれだけ効果を

上げるかというところが焦点であると思います。塾であるならば、例えば、1年、2年の単位で恐らく塾に通われると思います。じゃ1年、2年のスパンで高校受験を目指して指導していくわけなので時間があるんですけども、恐らくこのイブニングスタディに参加される生徒さんというのは、恐らく塾も行ってなく、部活動に専念していた方が、よーし、ちょっと頑張ろうということでこの3カ月間勉強していくわけで、そのあたりのやはり最大限の効果が発揮できるような仕組みを考えていかなきゃならないということで、例えば、講師が適切なのか、3カ月間で恐らく理解をさせるとかというのは、なかなか厳しいと思います。私の経験上、高校受験というのは暗記ではないかなと、詰め込み教育の弊害と言っていますけども、目標は高校受験、何人高校を合格させるかというところが学力向上、芦屋町の成長戦略として教育を掲げて、学力向上とするのであれば、どれだけ高校に合格させるかというところが最終的な目標であると思います。この3カ月間でどれだけ効果があるという勉強の仕方、そういったものをしっかりと研究して進めていってほしいと思います。大事な町の予算を使っているわけですので、効果が出るような形で、今回高校入試の結果が数日後に出ると思いますけども、それを参考に、また来年度もしっかりと研究していってほしいと思います。

続きまして、2番目の学力向上の施策等についてのご説明の中で、小中一貫連携教育の推進事業ということが予算にも上げられておりますけども、これの具体的な内容とどういった効果があるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

小中一貫につきまして説明をいたします。

まだ具体的にびしっと固まったわけではございません。今研究しておりますけども、大きくは、先ほど課長が申しましたように、中学校に2名の教員、そして小学校に3名の教員を町単独で雇用していただくという話でございまして、じゃそれをどう使うかという話でございます。

小中一貫の目的は、もちろん一つの柱は学力を高めようという柱です。もう一つは、貝掛議員おっしゃったように、人間形成にこれを使おうというのが、2本柱で小中一貫を考えております。

幸いながら、保幼の6園、町内にはございますが、保幼も応援をしていただいております、言うならば、保幼小中を一貫して、保幼の場合、学力とまではいきませんが、幼児教育を含めて人間性を高めていこう。今2つの柱でこの保幼小中一貫を捉えておるとございまして。

学力につきましては、先ほども貝掛議員もおっしゃいましたように、確かに高校入試、そして、

なおかつ、さらにその上までということをおもっておりまして、子どもたちにとりましては、この学力は非常にウエイトの大きなものでございます。自尊感情なり、自己悠揚感を高める上でも、この学力をしっかりつけるということは非常に意味があります。

したがって、小中の場合に、前期、中期、後期、3つに分けて、前期は1年生から4年生まで、中期は5年、6年、中1、そして中2、中3を後期という形で3つに分けて、それぞれの到達目標みたいなものをつくって、そして頑張っていこうと。現在もう既にそのカルテというのを持っておりまして、子どもたちは、小学校1年生から中学校3年までカルテを持って上がっております。そのカルテには、どこが抜けているというか、どこがうまくいってないというのはついていますから、それに基づいて今も指導をしておりますけれども、そういう形で小中が学力を高めていくと。特に4年生までの学力が非常に大事に思っておりますので、小学校の基礎・基本をしっかり身につける。先ほど課長の話にありまして、いわゆるAという、基礎的・基本的な知識、技能をしっかり身につけるといことが、特に前期には考えたいと思っております。

中期、後期になってまいりますと、その培った基礎的・基本的な知識、技能を問題解決に当たるときに、それらの知識なり技能を大いに活用して、そして思考力、判断力、表現力等、そういうものの能力を高める中で学力を高めていこうという形でございます。中期、後期になってまいりますと、その基礎的・基本的な力をさらに活用につけるような、そのような学力をつけていこう。

先ほど課長の発表の中にもありましたように、いわゆるB問題が芦屋では弱いというところがありました。中学校の国語はよかったわけですが、そこらがやはりまだ非常に弱いというのを率直に認めておるところでございます。そのあたりをしっかりやっっていこうというのは、学力についての小中一貫の流れです。

人間形成につきましては、中学校3年を卒業するときに、このような人間を目指します、このような人間になりたいですというようなことを、まさに夢、志、希望を持った子どもを育てたいと。それにつきましては今検討中でございますが、芦屋中学校には校訓というのがございます。小学校には校訓がございません。中学校卒業の皆さんだったらご存じだと思いますが、自主、協働、創造というのが芦屋中学校の校訓でございます。今どの学校も中学校は校訓を持っていますが、どちらかというと、飾りのようになっています。芦屋中学では、この校訓を本当に生かしていこうと、そのための心の教育、人間性をどう培っていくか、そのために中学校3年になったときには、このようなという目標、人間性を培う目標をつくっていく、それを幼稚園から心の教育、人間性につきましては、つなげた形で指導していこうと、これが小中一貫のまずは目標でございます。

ます。

具体的に、じゃどうするかという話でございますが、中学校から小学校のほうに2名の教員を派遣して、専科的に小学校を指導していく。専科と申しますと、特に小学校の教員で専科が欲しいのは、体育、音楽、理科の実験、まして今回始まります小学校の英語活動、このあたりは小学校の教員は、やっぱりどちらかというと、不得意な教員が多うございます。しかし、一生懸命やっているわけですが、それは中学校の専門性の高いほうへ行ったほうがより効果的だろうということで、中学校から派遣しよう。

小学校の3名は、やはりそうは言いながら、特に算数が十分に理解できてないというような子どもについては、小学校から中学校の1年生の段階で指導に行き、中学校の教室でTTで指導したらどうかと、こういうことを今考えておるところでございます。具体的にもう少し申しますと、煮詰まってどうやっていくかということを思っています。

メリットでございますが、先ほど申しましたように、学力は確かにそういう専科性を入れたり、細やかにやりますから、何とか上がっていくだろうという思いがあります。心の教育も、幼稚園から一貫して人間性を育てていきますので、今幸い、芦屋の子どもたち、あいさつがよくできるようになったとか、決まりを守っているという話を聞いて、まだ個別に見ますと、そりゃ若干問題もありますけれども、このような子どもたちがさらにその決まりを守るところから、夢やら希望、志実現に向けて大きく羽ばたく、そのような子どもたちに育てていきたいと、こういうことが期待されるわけでございます。そこのことをメリットというふうにも今捉えています。

デメリットでございますけれども、これは一つあるとするならば、今先行的にやっている宗像あたりの事例を聞きますと、中学校から小学校に派遣いたしますと、中学校のやっぱりベテランの先生を小学校に派遣したいわけです。そうしないと成果が上がらない。そうすると、中学校が抜けてしまうわけですね。中学校におるのが小学校に行ってしまうから、そのことで中学校の学力なり生徒指導上に若干問題があると、これは下手するとデメリットになるかもわかりません。そのあたりをどういうふうクリアしていくか、どのくらいの時間、中学校から小学校に派遣したらいいか、そのあたりは非常に勉強せにゃいけないところだと思っておりますけど、あえてデメリットと言わせていただきますと、そういうとこだと。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

小中一貫連携教育に対しては、メリット・デメリットあると思いますけども、一生懸命頑張っていたきたいと思います。

それでは、次の3番目の指導要領の改訂に伴う時間数の増加についてでございますが、授業時間の増加あるいはカリキュラムの変更等に伴って、先生方の負担あるいはいきなり1年生から時間数が伸びています。たしかに2年間の移行期間はあったと思いますけども、そのあたりの対策は十分講じておられるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

確かに時間数がふえました。学習内容もふえました。これが負担感といいましょうか、教員の負担感、今でも忙しいということをよく言いますが、負担感にどうつながっていくかという心配があります。先ほども課長の答弁の中にありましたように、詰め込みのように、がりがりがりがりやるんでありませんよと、この時間数のふえた内容につきましては。これは、子どもたちに、先ほどあったように、まだ力のついていない子どもたちについては、丁寧にやりましょう、時間をかけてやりましょうという反面、今求められているのは、思考力、判断力、表現力といった、そういうような学習を教科の中に入れていきましょうと。ですから、今まではどちらかというと、例えば、小学校でも、先ほど言いました、コンピューターを使ってプレゼンをやるとか、そういうことはなかなかやれなかったんですが、そういう時間をとったり、発表の論文というか、小学校で論文とは言いませんけど、研究発表的なことを子どもたちはやろうと、そういう表現力をつけよう、また考える力をつけようという時間に使おうとしております。

したがいまして、そのあたりを、先生方にとっては、今まで非常に苦手な指導の仕方ですから、そこはやっぱり負担感としてあるのかもわかりませんが、ただ、これは国のレベルで申しますと、教員定数が改善されております。1年生に限定されますと、35人学級になりました。芦屋の場合は、幸い4年生以下はもう既に35人学級となっておりますので、そのあたりでまず教員定数が、国のレベルからいうと、改善されたというのが一つあるかと思えます。

それから、先生方が一人一人の子どもたちと向き合う時間をたくさんつくろうということでございますから、作戦としては、外部講師など外部の人を入れるということもあろうかと思えます。今芦屋でも学習ボランティアという形で書道だとかに入っておりますが、今後私たちとしては、サポーター制度みたいなものをつくって、芦屋のほうにもそのことも含めた中で入っていただく、そのことによって学校行事と先生方の負担軽減を図られるのではないかと。今町民会議にサポー

ター制度を早く立ち上げようということをお願いをしております。そういう点がまずあるかどうかと思います。

それから、教員の事務負担を軽減したいと。非常に文書が多くありますので、このあたりを何とかならんかという、私たちとしては、教育事務所や県教委に対して、もう少しどうでもいいような文書を出すなというふうな言い方も含めて、文書を減らそうということも今考えているところでございます。

それから、もう一つはICTの環境整備、コンピューター制、いろいろありますが、このあたりを芦屋町も新しく取り組んでいただいておりますけども、このあたりがさらにもう少し整備ができればいいなという思いがありますが、そういうところ。

それから、学校の組織力の向上、学校の場合、先生方がやっぱりチームとして仕事をするのが非常に大事だと思っております。小学校の場合は、学級担任制でございますから、担任で自分のとこを何もかもしてしまうおうという思いがありますが、そうじゃなくて、チームとして動いていくと、そのことによって無理、むら、無駄が省けるんじゃないかという思いがあります。そのようなことを学校には現在言っているところでございます。

あとはいろいろありますけれども、長くなりそうですのであれですが、指導方法の工夫改善をどう図っていくか、そういうこと、それから何よりも教員の資質と力量の向上ということも非常に大きな柱でございまして、やはり先生方の力をつけることによって、先ほど申しましたA型の基礎・基本、そして活用のB型ということにつながっていくんだらうというようなことも思っておるところでございます。

そのほか、もう一つ大事なことは、やっぱりここらを含めて、学校、家庭、地域が連携しないことには、幾らいろいろ学校だけ張り切ってやってもうまくいきませんので、先ほど申しましたサポーター制度も含めまして、学校、家庭、地域が連携を図って芦屋の子どもたちを育てていきたい。このようなことでお尋ねのこのいろんな授業実数、授業内容がふえたという中身も何とかクリアして、成果が上がるんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

懇切丁寧なご答弁ありがとうございます。あと時間が19分になりましたので。

本当に今、先生の負担というのは、本当にやはり、教育長が現役世代のころと比べて、非常に

負担が増加しているということでございますが、土曜学び合いルームというのはしております。これはほとんどが学生のボランティアと先生方でされているという、これ現状、そういったことかと思いますが、先ほど地域との連携が非常に大切、町民的なサポーター制度を導入しようと、これも早く取りかかるべきではないかと。土曜学び合いルームにおいても、やはり地域の方が参加してもらって、子どもたちに勉強を教えると、そういった体制を恐らく教育長はお声がけしていると思います。

しかし、なかなか集まらないのが現状であるならば、どうして集まらないのか、その原因は何か、どうやったら集まるのかというのを早急に検討していかなくちゃいけない。もう始めたころからですよ、何年前からか始めてると思いますけども、土曜学び合いルームがありますので、皆さんご参加くださいって言われても、私たちは先生じゃないんですから、子どもたちにどうやって教えたらいいか、そんなのわかりません。であるならば、そういったサポーター制度を導入して、ボランティア活動センターもあることですし、先生方からそういったボランティアの方を集めて教え方の手ほどきをする、そういったことをしてから土曜学び合いルームにその方を送り出してやる、この順序を踏まないと、いきなり来てくださいと言われても、まず来ません。教える自信がありません、一般の人は。ということで、そういった行動を早急に起こしていただきたいなど。芦屋の子どもは芦屋で育てる。教育長、何も学校教育の先生方だけが一生懸命学力向上に取り組むじゃないんですよ。やっぱり地域、そしてやっぱり保護者、そういった連携の中で学力向上をしていこうじゃありませんか。ぜひそういった行動を早急に起こしていただきたいなど私は思います。

そして、先ほど教育長の答弁からありましたように、先生の事務負担が多いということでございますが、やはりそういった事務負担、研修会、資質の向上の研修会等、さまざまな研修会、会議等がある中で、子どもと触れ合う時間が、本来ですね、先生として子どもと触れ合う時間が非常に短いこの教育環境の中で、やはり事務的な負担を軽減するべきではないかと思いますが。

そこで、一つお尋ねいたしますが、芦屋町、1人1台コンピューターを導入しておりますが、そしてコンピューターのネットワークを構築して、かなりそういった設備投資をしておりますが、その効果というものはどういったものがあるのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 占部 義和君

現在、芦屋町職員1人1台パソコンということで、基本的には一般行政職はすべて貸与してお

ります。これは現在、ワード、エクセルはもちろん、グループウェアのソフトを導入しておりますので、メール、それから掲示板によるお知らせ、それからスケジュール管理、会議室、公用車の予約等々、この機能を十分活用して役場全体の情報を共有して事務の効率化を図っておるところでございます。

また、当然のことながら、インターネットに接続しておりますので、いろんな疑問点等々がありましたら、従前は先進地視察とかいうようなことで、現地に行つての情報収集というようなことも相当昔はそういうシステムしかなかったわけですけど、現在は公表されておる情報については、瞬時に取得することができる、そういうのを活用することができる。それから、財務会計システムもこのパソコンに入れておりますので、予算編成事務であるとか、日々の収入・支出伝票の起票だとか、差し引きだとか、このパソコンがないと日常の事務ができないような状況になっております。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

では、お尋ねいたしますが、小学校、中学校の教員の数とパソコンの台数をお尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 鶴原 光芳君

教員の数ということでありますので、事務官等をのけたところで数を言わせていただきますが、小学校でいえば66名、中学校が32名、計98名というふうになっております。

それから、パソコンの台数ですけれども、小学校3校で27台、それから中学校に13台、計40台、これは21年度予算で児童生徒のパソコン教室の機械を全部やりかえましたが、そのときに一緒に整備をさせていただいた分でございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

いわゆる40台で98名の先生方が使われていると、2人、2.何人に1台ということですが、やはりもう今こういったネットワークを構築されている時代ですので、やはり1人1台のコンピューターが教員の方にも必要ではないかと。そうすることによって、実はこれ図書館に

あったんですけども、教育課題便覧という本でございます。こういうすばらしい専門書を置いているということは、子どもの勉強のみならず、大人の勉強もできるなど、大変充実しているところで、非常にすばらしいなと思うんですけども、そこで、やはり校務の情報化、学校の事務の情報化をすることによって、資料の電子化により手書きの資料作成が少なくなり、情報の再利用が可能になる。情報の再利用により転記作業が少なくなる等、いろいろなメリットがあります。ぜひやはり本来教員というのは、やはり子どもとどれだけ触れ合って子どもを育てていくかということが基本ですので、ぜひこういった校務の情報化に関して充実していただきたいなというところでございます。

残り11分になりましたけども、情報化教育についての質問に移らせていただきます。

なぜこの情報教育についてお尋ねしたかということ、やはりこの情報化の時代、そして、さらにこの情報化というのは、ますます発展して行って進んでいく、この時代の流れは絶対にとまらないというところで、この情報化の時代の中で、昨今騒がしたメールカンニング事件、メールを使った凶悪犯罪、あるいはパソコンがなければ今仕事にならない、そういった社会状況の中で、やはりこの情報教育を充実していかなくちやいけないというところで、一つ今中教審とかで議論されておられるのが、中学校では情報の専科の課程がございます。しかしながら、小学校においては、総合の学習の時間あるいは各教科でちよろっと使う、あるいは道徳の時間で情報モラルを勉強していくと、そういった状況でございますが、やはりいち早くこういった情報に関する知識をつけていくべきではないかと。そして、情報社会に対応できる大人に育てるために、やはり情報の充実をしていくべきであるし、近隣他町よりも教育、そういった情報教育、例えば、英語教育でもいいんですけども、今回やはり私は情報が大切と思っていますので、そういった情報教育を一步前に進めていく、その中で教育特区構想、教育特区というのがございます。これは構造改革の一環で特区、教育を特区にするわけですが、教育特区にすることによって、授業、カリキュラムの弾力化ができるということですよ。何も指導要領に従わず、今のようにぶっ詰めのカリキュラムじゃないかもしれませんけども、そういった時間に制限なく授業の弾力化ができるということで、この教育特区を推進していくお考えはないのか、お尋ねいたします。

○議長 横尾 武志君

教育長。

○教育長 中島 幸男君

議員もご存じのとおりで、特区は小泉改革のときから進んでいるようございまして、教育課程の弾力化というのは、まさにそのとおりでございまして、今回指導要領が新しくなりますから、

先ほど課長が増える時間数なり学習内容のことを言いました。これを弾力化した場合に、じゃどこの時間帯でこの情報教育をやっていくかという話でございます。

私は今のところ、情報化を特区にすると、じゃどのくらいの時間をとればいいのかと、そして何を情報化教育で教えていけばいいのかと。指導要領だけ見ますと、情報化の目標としては、情報活用能力を高めていくようになっているわけです。情報活用能力の中には、確かに情報活用の実践力、それから情報の科学的な理解だとか、情報社会に参画する態度、このようなのがあって、その3つの柱があるわけですけど、このあたりをどうやって広げていくという場合に、端的な話、じゃ情報教育の時間をふやすから、じゃ数学やら理科を減らすかという話なんですよ。そうならないと、29コマ、1コマ50分ですけども、1週間の中に月曜から土曜日の中に29コマ入れるわけ。それで、情報教育を例えば今だったら中学校で申しますと、先ほど申し上げましたように、技術家庭にはちゃんとあります。そのほかはございません。あとは音楽とか美術とか、いろんな中でコンピューターを使ってやりましょうという話。小学校も同じです。そうすると、それを特別とるとする、じゃ総合的な時間をとりましょう、これが週1コマあります。教科の時間と、あと、じゃ何かとらんといかんとなるわけですね。そうすると、そのどちらがどうなのかと、軽重を考えたときに、情報教育をとるのか、例えば数学とるのかっていう、端的な話で、そうなったときに、そこまでやるメリットがあるかと今は思っております、私はちょっと自信がございません。

ちなみに、ちょっと調べましたら、福岡県が平成19年度以降どこも特区制をとってないんです。福岡県だけで申しますと、平成17年に颯田町が颯田町教育とかいう形で特区制をとりました。しかし、あと福岡県はそれ以後、19年度以降全然特区になってない。全国的にもどうも特区はやってないようで、今まで、私も調べました、特区をとっている、今までは小中一貫特区だとか、小学校の英語活動の特区だとか、情報は奈良県の生駒市が一つ英語教育をとっていました。そういうふうなところがありまして、福岡県もどうもこの特区制がやはり非常に難しいんだろうなと思って、ちょっと今身を引いとるとというのが実態のようでございまして、長くなりましたが、とりあえず今のところは、本当に子どもにとっていいのか、情報教育の大切さは十分承知しております、私のところは脱携帯の中で情報教育をやらんでいいのかという話が保護者の中にも聞こえてまいりました。

しかし、それはやめられないと、情報教育をじゃどういう形でやっていったらいいかということとは、先ほど芦屋小学校の例も課長が申しましたが、中学校も情報モラルというて、各町内は、去年は4時間ずつ、道徳で2時間、特別活動で2時間、計4時間の時間をとって情報モラル、情

報ルールの授業をやっております。そういう点で、これをどの程度やっていくかという非常に重要な問題だと思いながら、特区につきましてはちょっと今のところは考えておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

貝掛議員。

○議員 2番 貝掛 俊之君

わかりました。本当に教育長が就任されて、教育界においては芦屋は非常に注目される町となっております。さらなる教育環境あるいは学力向上に向けて頑張っていただきたいと思います。

最後に、これまでの国の社会福祉政策、そういったものは、主にお年寄りの方々に向けてが大部分でしたが、最近では少子化対策として、子育てに対する予算が増加しました。芦屋町もしかりでございます。このことは私自身歓迎するところでございますが、ある意味、これは大人の視点あるいは親の立場、親にとってどうやったら子育てをしやすいかという視点に立っての考え方でございます。

しかし、それでいいのかというところで、子ども手当を実施したからといって、青少年の凶悪犯罪が減るでしょうか。また、人生に意欲や志を見出せない高校生や大学生が減るでしょうか。ニートや引きこもり、そういった者も減少するでしょうか。そのようにやっぱり子どものそうではなくて、やはり子どもの側の視点から少子・高齢化というのはもう免れない事実でございます。この少ない子どもたちをいかに立派に育てていくか、いずれ家庭を築き、地域をしっかりと担って、そして本当に人として生きていく上で何が大切かをしっかり考え、子どもたちはやがて家庭、地域、社会を担っていきます。であるならば、やはりきちんと担ってもらえるように子どもたちを育てることが家庭、学校、地域の責任ではないかと考えるわけでございますが、いろいろとそういうところで、やはり我々大人がお金と時間と知恵と時に汗を流しながら子どもを育てていくべきではないかと考えます。

ぜひこの1時間の答弁の中で、私の言ったところでもしいところがあるのであれば、大いに町政に反映していただきたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問とかえさせていただきます。

○議長 横尾 武志君

以上で、貝掛議員の一般質問は終わりました。

○議長 横尾 武志君

ここで10分間、休憩します。再開は15時35分から始めます。

午後 3 時 23 分休憩

午後 3 時 35 分再開

○議長 横尾 武志君

再開します。

続いて、1 番、益田議員の一般質問を許します。益田議員。

○議員 1 番 益田美恵子君

1 番、益田美恵子、一般質問をさせていただきます。大変お疲れと思いますが、最後までよろしく願いいたします。

通告書に基づきまして、件名 1、乳幼児医療費助成制度についてお尋ねいたします。

1、現行制度は、単独補助事業も含めて、通院、入院ともに就学前まで無料となっており、大変喜ばれております。

ただ、子どもが小学生になると、遊ぶ範囲また友達も多くなり、けが、病気等で病院の治療費が大変です。何とか小学校までに拡大できないでしょうかとの声が多く寄せられております。

町財政の厳しい折ではありますが、何とか小学校 6 年生までの拡大はできないものかとお尋ねするものでございます。

次に、一般廃棄物の問題についてお尋ねいたします。

1、芦屋町の減量数値目標についてお尋ねします。2、数値目標設定からの達成率について。3、自治区、子ども会等の回収状況について。4、リサイクルプラザに係る費用負担について。5、広域行政事務組合にごみ処理施設費負担金として 2 億数千万予算計上されておりますが、負担金を減らすための施策及び取り組みについてお尋ねいたします。

1 回の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 佐藤 一雄君

件名 1、乳幼児医療費助成制度について、既に芦屋町は県以上の補助を行っておりますが、厳しい財政の中でも対象者を小学生 6 年生まで拡大できないかとお尋ねですが、それについてお答えいたします。

乳幼児医療支給制度は、県の制度であります。町もそれに伴って条例をしております。

まず、乳幼児医療費に係る医療費は、2 分の 1 が県、2 分の 1 は町が負担してこの制度は成り立っております。したがって、県の制度と申しますのは、乳幼児の 3 歳までは無料、3 歳以

上については、通院については月600円、入院については500円の7日限度となっております。さらに、児童手当等の所得制限もあります。これが県のそれですが、県の制度以上、町独自の拡大を行うと、全額町の負担となります。

平成22年4月1日現在、県下の市町村で県と同じ制度を行っているのは14市町村あります。芦屋町は、3歳以上就学前での乳幼児については無料及び所得制限なしという県以上の拡大を行っていて、芦屋町と同じ拡大を行っているのは11市町あり、県以上芦屋町以下の拡大を行っているのは28市町あり、芦屋町以上の拡大を行っているのは6市町という状況です。県下ではかなり上位に当たります。決して低い水準ではありません。ただ、近隣では、北九州市、中間市、水巻町が芦屋町以上の拡大を行っています。

ちなみに、北九州市は、小学生6年生まで、ただし、入院のみ自己負担あり。中間市は、小学校3年生まで、所得制限なし、自己負担あり。水巻町においては、小学校3年生まで、所得制限なし、自己負担なしという拡大を既に行っております。しかしながら、拡大するにおいては配慮しなければならない点があります。

まず1点目に、同じ公費医療制度の中で重度障がい者医療、ひとり親家庭医療等については、県の制度と同じ制度を施行しており、この2つの公費医療とのバランスを考える必要があること。

2点目に、遠賀町、岡垣町の2つの町については、今のところ乳幼児医療費制度拡大の予定を表明していないこと。

3点目に、芦屋町の厳しい財政事情を考えると、これ以上の拡大は難しい環境にあることなどの状況があります。

また、もし拡大するならば、対象年齢を小学生6年生に引き上げるのが適当なのか、所得制限はどうするのか、通院、入院を対象にするのか、自己負担をどうするのかなど検討課題がいろいろあります。

以上のような中で、財源の問題を第一に考え、小学生6年生までの拡大を実施すべきかどうか、検討していきたいと思います。

以上です。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

件名、2番目の一般廃棄物の問題について、要旨の内容につきましては、廃棄物の減量とリサイクル関係というふうに捉えておりますので、それぞれの項目につきましてご答弁申し上げます。

1点目、減量の数値目標でございますが、減量目標数値につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみを対象にいたしまして、排出量を減量するため、平成21年度に芦屋町ごみ減量化計画を策定いたしまして、計画に掲げていますように、目標年度を平成24年度といたしまして、平成20年度排出量から家庭ごみを15%、事業所ごみを10%削減する目標としています。

要旨、2番目でございます。目標設定からの達成率についてでございますが、目標数値からの達成状況につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、削減目標年度を平成24年度といたしておりますことと、平成22年度は計画開始初年度で、年度末まで約1カ月ありますので、22年度中の排出総数量などが現在確定していないため、大変申し訳ございませんが、1月末までにおきます平成20年度1月との比較をいたしますと、家庭系ごみと事業所系ごみの合計で約94%となっております。

続きまして、要旨3点目でございます。資源物回収の関係ということでご答弁させていただきます。

資源物集団回収として行われています団体数につきましては、現在31団体が登録されております。集団回収に対する奨励金として、平成20年度は約313万円、平成21年度は275万円を交付、平成22年度は、12月までの回収に係る奨励金ではございますが、約206万円となっていることから、前年度より交付額が少なくなることが予想されます。このことから、全体回収量も減少をしている状況でございます。

要旨4番目でございます。広域行政事務組合のリサイクルプラザに係る芦屋町の費用負担につきましては、当該費用負担は広域行政事務組合ごみ処理施設費負担金に含まれておりますので、明確な金額としてお答えはできませんが、広域行政事務組合の資料から平成20年度当初予算及び平成23年度当初予算におきます負担金といたしましては、平成22年度は約2,600万、23年度は約2,700万円となっております。

要旨5番目でございますが、この広域行政事務組合ごみ処理施設費負担金、平成23年度では約2億3,000万が予算計上されているわけでございますが、当該負担金は、1市4町の関係市町の人口割、平等割、ごみ投入量割から各市町の負担金が算出されておりますので、負担金を減らすため、ごみ投入量の減量化が必要であり、このごみのうち可燃ごみの大半を占めます生ごみ、そして雑紙の減量が重要であると認識をしております。

芦屋町の施策といたしましては、生ごみ処理容器の購入費補助、資源物集団回収奨励金の交付、生ごみの水切りの促進のため、水切り器の配布を平成21年度から自治区を通じて行っているところでございます。平成22年度から生ごみの電動式処理機の購入費補助も行っているところで

ございます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

先ほど乳幼児医療費については課長が答弁なされましたように、決して他の町と劣るものではないということは、確かにこのいただいた表の中から見ても、他町に劣るものでないということには実感いたしております。

しかしながらということですね、やはり芦屋町は今過疎地域という指定のもとで、あるいはバスの問題とか、いろんな面で外から入ってくるということがまことにできにくい、出ていくことも難しい。車社会ですから、皆さん車に乗られる方はそれでいいといたしましても、やはり乗れない方の出ていくこと、また入ってくる人も少なくなっているのではないかと、このように思うわけですね。そういった面から、他町とはもう多分に条件が違っているということを私はいつも申し上げておりますし、感じているところでございます。

だから、他町とやはり違う面を多少なりとも、この点にメリットがあるとか、この点において子育てしやすいとか、先ほど貝掛議員の質問でもありませんけれども、やはり芦屋町にとって、町長も先ほど答弁なさっておられました、学校教育においては物すごく芦屋町は力を入れて、成績も伸びているんだとか、そういった何か宗像とか浅川の例も引かれておりましたように、そのようなやはり魅力を感じる町、芦屋町に住んでよかった、子育てすることにメリットを感じられるような芦屋町でなければ、定住化、また人口減少に歯どめをかけられないのではないかと、このように私は思う次第でございます。

また、芦屋町の活性化の問題には、あらゆる、教育だけではなく、子育てだけではなくて、いろんな要素があり、課題もたくさんあると思いますが、医療費の問題もその定住化の一つの大きな要因になるのではなかろうか、このように私は考えるところでございます。

先ほど町長も、地域が今何を求めているのか、そのようなお話も答弁の中にありましたように、やはり芦屋町に住んでおられる方々がどのような、何を求めているのかと、これはもう大事な視点だろうと思います。その視点に沿っていかに行政がおこたえをしていくかというのは大事な問題であろうかと思っております。

水巻は、いつもお金がないと言われておりますけれども、福祉の面においては、多分に芦屋町よりもすぐれた面もありますし、水巻よりも芦屋がすぐれた面もございまして、この入院、通

院のことに关しましては、小学校3年生まで無料という、所得制限なしという問題点が上がっておりますし、やはりすぐれているところはたくさんございますので、芦屋町にとってどうすることが一番子育てしやすい環境づくりをするのかという視点に立っていただければ、これは一遍に私も6年生までと言うつもりはございません。先ほど課長の答弁にありましたように、所得制限また何年生までするかとか、いろんな議論は残るかと思っておりますけれども、担当課に聞いても、これはこれ以上のご答弁はないかと思っておりますので、町長に最後にご答弁をお願いいたします。よろしくお願ひします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

実例をちょっとお話ししたいわけでございますが、実はつい1カ月ほど前、小学校の子どもさんをお持ちのお母さん方約二十数名の方と、ちょっと町長来ていただきたいということで懇談会をしたわけです。学校に対するいろんなこともありました、今益田議員が言われております、やはりお母さん方は非常に敏感でございます、北九州市がこうだと、水巻はこうだと、常に隣の町のことを言われるので、ぜひ乳幼児医療を小学校6年生まで引き上げていただきたいという話は熱心にされまして、やはり小学校の特に低学年というのは、結構医療費がかかるということで、実際そういう声も懇談会の折に聞きました。

ただ、どうなんかなと思うことがよくあるんですが、特に北九州市がした、その隣の水巻がやっぱり、隣に伝染病じゃないけど、隣の市がしとるのに何でうちの町は。ということでこの前、中間が。北九州市、中間、水巻、非常に隣接しているということで、そういうふうになっております。

一面、今益田議員が言われたように、芦屋町は今後定住化政策というものも大きく打ち出していき、こういう中で確かに子育て支援センターはつくりましたが、今からそういうような魂を入れていく形の中で、この乳幼児医療の拡大というのは、これはやらなくてはならないのではないかなと思っております。

ただ、言われるように、いろんな問題がございます。3年生までするか、6年生までするか、入院だけにするか、先ほど課長が、いろんな検討課題がございますので、これはやる方向の中で、中身をどうするかという形の中で検討させていただくという答弁で終わらせていただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

大変ありがとうございました。前向きに取り組んでいただけるようでございますので、よろしく今後の検討課題としていただきますようお願いいたします。

1項目については、これで終わります。

それから、一般廃棄物の問題についてでございますが、これはもう以前から削減目標というものは検討されてきていたはずだと思っておりますが、対比することができませんので、減量の度合いがちょっとわからないんですけれども、数値目標の設定からの達成率もちょっとこの辺は、1番、2番というのは、ちょっと現在ではわからないところでございます。

平成22年度が初年度ということでございますので、来年度になれば、これは達成目標が24年度までのものでございますので、毎年これは削減目標を来年度は何%というぐあいにはやっていかないと、平成24年まで燃えるごみを15%、燃えないごみを10%と削減目標を上げたにしても、これはちょっと、ああ、できなかったとか、ああ、ここまでだったけど、3年たったけれども、10%で終わったとか、今年度は何%、年度ごとに何%という削減目標を決めていただくといいなと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

この減量化の関係につきましては、芦屋町が策定する前は広域行政事務組合のほうで減量化目標というものが掲げてありました。これにつきましては、平成17年当時を基準といたしまして、平成22年までには20%削減といったような目標数値があるようでございましたが、現在その辺の達成率の状況ですか、報告等はまだありませんので、はっきりとは知りません。

しかし、芦屋町独自でやはりごみ減量化、そして負担金を減らすための努力というんですか、それをやっていかなければならないということで減量化計画を21年度に策定いたしました。この策定の予定としては、当初5年間程度でしてたわけですが、やはり短い周期での目標というものが大切ではなかろうかといったところがございましたので、3年間計画といったもので設定をさせていただいております。

質問にございますように、それぞれ単年度ごとに何%何%といった数値を掲げれば一番わかりやすいのではございませうが、町としては3年間で、家庭系につきましては15%、事業所系につきましては10%という数値で設定をさせていただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

このごみ減量については、広域の中でも常に議論をされてきた問題であります。私もその審議会の中に入っておりましたので、それで17年から20年までのその20%の数値が出ているかなど、それが出れば現在の減量の数値が出てくるのではないかなという期待を持っていたものですから、数値目標を掲げさせていただきました。

やはり広域で議論されたのは、広域で減量をするのではないと、広域では広域でやる問題がありますけれども、入札で安くやっていくとか、いろんな課題はございますが、この減量においては、各自治体が減量化に取り組む以外にないという結論を出しているわけですね。それはなぜかと言えば、先ほど課長がおっしゃいましたように、人口割が20%、それから平等割が10%、残りの70%が投入量になるわけで、この70%をいかに自治体が減らしていくかで負担金を減らすことができるというのが、ここに大きな課題が残されるわけですね。

だから、何としてもこの投入量を自治体として減らす努力をいかにするかということ、この姿勢が今後の課題になろうかと思うんですが、先ほどの子ども会の回収状況につきましても、年々、20年、21、22年と減ってきているわけですね。本来だったら、これがふえていけば、ああ、努力のあかしが見えるなというのが、皆さんそれは努力されているんで、努力しておられないということではなくて、子ども会でも一生懸命なさっておられますが、やはり生ごみの中に結構紙類が投入されております。どうかしたら新聞が収集場所に置かれているときもありますので、この点をどのようにやっていくとか、いろいろ課題があろうと思うんですが、もう一度残りの70%に対して、生ごみ処理機とか、コンポストとかありますけれども、もっと何か減らす手だてを検討されたことがないか、まだ実行に移してないけれども、このような手だてを考えているというものがありましたらお答え願いたいと思います。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

ごみ減量化への取り組みということで、以前から生ごみ、この問題が大きく課題としてあるわけですが、この処理をいかにご家庭でやっていただいて、そして搬出をできるだけ抑えるためというんですか、その方法につきましては、ごみ減量化計画の中で町民の皆様、事業所の皆様、そして町の努力義務的なもので記載等をやっております。その中にも水切りを徹底したりとかいっ

た方法もあるわけですが、前々回ぐらいの定例会の一般質問でも、ダンボールコンポストの利用というんですか、それについてのご質問等ございまして、このダンボールコンポストの処理に対しての町の助成金等を23年度中で検討をさせていただくというふうには考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それでは、先ほどリサイクルプラザに係る費用負担についてお尋ねいたしました。これは、リサイクル、循環型社会を築くために、トレイとかペットボトルとかの回収に力を入れていく事業でございますが、どの程度のこの金額、22年で2,600万、23年度で2,700万の支出をしているわけですが、これが結構お母様方、働いていらっしゃる方が多くて、生ごみの中に結構まだ投入されているケースも見受けられます。これはもうリサイクルするといったら本当大変、ふたを取って洗って、ラベルを切って、もう本当何か我が家のごみを出しそびれたら、ごみの山になるんじゃないかというぐらいに、やはりそういった感覚を自分も受けるときがあるんですが、しかし、やはりみんながそういった思いで取り組まないと、ぼい捨てになったりしていくと、これは循環型社会を築くための施策では全くなりませんので、この施策の一つの中に、以前審議会に入っているときに、中間市が小中学校の全校にペットボトルの回収ボックスを設置しているというお話を聞いたことがございます。私もこれは一度、本会議ではしなかったかと思いますが、提案した覚えがございます。先日、ちょっと電話でお聞きいたしましたら、どういったところに設置されていますかって聞いたら、設置場所は、職員室のところとか、体育館の横とか、そういったところに置いておりますって。回収はどのようにやっておりますかって聞いたら、集まり次第、学校から連絡があり、役所が回収に行き、その後回収業者に取りにきてもらうという流れになっているということでした。

現在、週に1回ぐらい小学生の方がこのプラの袋を持ってごみを拾って学校に通学している姿を見ると、まあ、ご苦労さんって私も言わせていただいているんですけど、なかなか感心な様子をうかがっております。やはり環境問題というのは、大人になってからでは遅いんじゃないかと、大人がぼい捨てをするわけですから、小さいときから児童生徒の皆さんにかかわりを持っていただいて、循環型社会の一翼を担ってもらおうと、そういった考えのもとで児童生徒にかかわりを持っていただいたら、大人になったときに、拾う側になると、今度は捨てなくなるんですね。

それをまた見ている人が、ああ、子どもたちが拾っているから私たちは捨てられないんだという、無言の中の私は教育の一環ではないかと、このように思うわけですが、学校関係におかれまして、この中学校とか小学校とかにペットボトル回収の依頼があったのかどうか、担当課長さんお願いします。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

21年のときでしたけど、月はちょっと覚えておりませんが、校長会のほうでこのご検討というんですか、これは学校に拠点回収ボックスを設置していただいて、そして、ご家庭で発生する3種類——ペットボトル、紙パック、トレイ、学校への子どもさんたちが持参といったところの回収方法を提議いたしまして、お願いをしたわけでございますが、やはり家庭からこういった廃棄物を持ってくるということは、子どもさんの通学時の安全性の面、両手がふさがって危ないといったような状況もございます。それと、学校においてボックスを置いて管理する、そういったことの難しさというんですか、それが若干あるようでございます。そういったことで、この件につきましては、現在中断をしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

それで、恐れ入りますが、教育委員会、よろしく願いいたします、担当課で。

○議長 横尾 武志君

学校教育課長。

○学校教育課長 鶴原 光芳君

今の問題につきましては、環境住宅課長が言いましたように、校長会の中で協議をしました。理由は今言ったようなことなんですけど、実際問題として、家庭のごみを何で学校で集めないかかというのが本音ですね。要するに、家庭で仕分けをして、ちゃんとほかにあるわけですから、そこに出していただければそれで済む問題やないかというのが根本にあったかと思えます。子どもを利用してやれば、非常に効率的でいいようにありますけども、それが本当のごみ回収等の取り組みとして正しいのかどうかというのは、校長先生たちがやっぱり疑問に思われて、なかなかその辺についてはどうかねということで賛同が得られなかったというふうに思っています。

以上です。

○議長 横尾 武志君

益田議員。

○議員 1番 益田美恵子君

そのとおり、一理ありますよね、おっしゃっていることは、やはり親が責任を持ってお店に持っていきなり、回収ボックスに持っていくことが一番ベターなやり方ではございますが、働いているお母様方がなかなかその辺も多少無理なところもあります。お買い物に行くときは持って出るんですが、仕事に行くときはやはり持って出ないんですね。帰りがけに買い物をするというところで、どうしても家にはたまっちゃう。それで生ごみと一緒に捨ててしまうというケースもあるようでございます。これは校長会でそういったお話があったということではございますが、一つの検討課題として、中間市がやっているわけございまして、もう何年か続けてやっていると思いますので、その点で何か問題点が起きていけば中断をしているんだろうと思います。

だから、いろいろ問題点はあるかと思えますけれども、その点も検討課題として問い合わせをしていただいたり、疑問点を解消していただいたりとか、何とかごみを減らしていくという、負担金、芦屋町の財政の圧迫しているこの生ごみは、やっぱり2億数千万円出しているわけですよね、芦屋町から。そのお金は税金でございますし、一人一人がかかわりを持たないといけないことではございますが、自分一人はいいだろうという感覚ですね。だから、そうでなくて、みんながかかわりを持てるような雰囲気づくりといいますか、そういったことも子どもたちにも教えていかなきゃならないでしょうし、私たち大人も教えていく必要があるかと思えますので、今後の検討課題としてよろしく減量化に取り組んでいただけますようお願いをいたしまして、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 横尾 武志君

以上で、益田議員の一般質問は終わりました。

以上で、一般質問は終わります。

○議長 横尾 武志君

お諮りします。一般質問者は5名でしたので、よって会期日程を変更し、あす8日は休会としたしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 横尾 武志君

異議なしと認め、さよう決定いたします。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時11分散会
